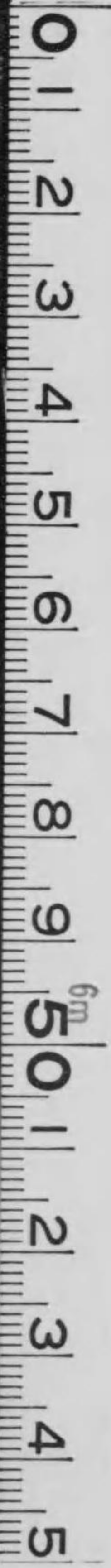


290
40



始



15.1.11

291
40

勞働者教育及修養施設調査

協
調
會

290-40

凡 例

- 一、本調査は客年全國に於ける勞働者三百人以上を有する工場鑛山八百余個所につき福利増進施設の概況に關する回答を求め、之れに對し全年八月迄に得たる百九十五個所の回答を基礎としたものである。尙回答された個所以外の工場の施設につきても、本會職員調査の際、特に参考となるべき事項と認めたる實例は、便宜之を輯録することとした。
- 一、本調査は主として各施設の現況を概括紹介するを以て目的としたるも、規則實例輯録の参考となるべきものは可成之を輯録した。
- 一、尙各施設に關する實施上の注意、及希望等につきては、改めて記述する豫定である。

大正十一年八月

11. 規則實例 21
 内交

勞働者教育及修養施設調査目次

一、概

觀

五頁

(一)

施設調査項目

五頁

(二)

調査工場種別

六頁

(三)

施設一覽表

九頁

二、勞働者教育施設

一七頁

(一)

概 說

一七頁

(二)

補習教育

一七頁

(三)

職業教育

七四頁

(四)

女子技藝教育

一三三頁

(五)

職工子弟教育

一四〇頁

三、勞働者修養施設

四
一五一頁

(一) 概 說……………一五一頁

(二) 講演會及講習會……………一五一頁

(三) 工場青年團及處女會……………一五五頁

(四) 工場圖書館……………一八八頁

(五) 標語及格言……………一九三頁

四、勞働者慰安娛樂施設……………一九九頁

概

觀

労働者教育及修養施設調査

一、概観

本會は曩に全國に於ける労働者三百人以上を使用する工場鑛山に就き、福利増進施設に關する調査を依頼したるが、其百九十五工場より寄せられたる回答に基き、教育、修養、慰安娛樂の三方面につき調査を試み、左に其大要を記述して、經營者及社會事業研究者の參考に資する次第である。

(一) 施設調査項目

- (1) 教 育 労働者教育即補習學校、職業學校、女子技藝學校等、労働者子弟教育即小學校、幼稚園、託兒所等
- (2) 修 養 講習會、講演會、青年團處女會、書冊の發行閱覽施設、格言標語の揭示等
- (3) 慰 安 娛 樂 運動設備、圖書室、俱樂部、集會所、慰安會、運動會、記念祭等

(二) 調査工場種別
 左表は調査工場數百九十五につき其の經營する事業の内容を基礎として區別したものである

工場種別	(1) 紡織及 織糸工場																																																						
事業ノ内容	<table border="1"> <tr> <td>製</td> <td>紡</td> <td>織</td> <td>織</td> <td>物</td> <td>綿</td> <td>絹</td> <td>毛</td> <td>麻</td> <td>綿</td> <td>絹</td> <td>毛</td> <td>麻</td> <td>績</td> <td>織</td> <td>糸</td> <td>生</td> <td>糸</td> </tr> <tr> <td colspan="11" style="text-align: center;">燃麻毛綿絹</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">麻毛絹綿</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	製	紡	織	織	物	綿	絹	毛	麻	綿	絹	毛	麻	績	織	糸	生	糸	燃麻毛綿絹											麻毛絹綿																								
製	紡	織	織	物	綿	絹	毛	麻	綿	絹	毛	麻	績	織	糸	生	糸																																						
燃麻毛綿絹											麻毛絹綿																																												
調査數	六五																																																						

工場種別	(2) 船舶 機械器具車 工場	(3) 化學工場																																																																																																															
事業ノ内容	<table border="1"> <tr> <td>船</td> <td>車</td> <td>兵</td> <td>計</td> <td>樂</td> <td>自</td> <td>電</td> </tr> <tr> <td>輛</td> <td>器</td> <td>器</td> <td>量</td> <td>器</td> <td>轉</td> <td>線</td> </tr> <tr> <td>製</td> <td>製</td> <td>製</td> <td>時</td> <td>製</td> <td>車、</td> <td>電</td> </tr> <tr> <td>造</td> <td>造</td> <td>造</td> <td>器</td> <td>製</td> <td>自動</td> <td>動</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>製</td> <td>製</td> <td>車製</td> <td>機</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>製</td> <td>造</td> <td>造</td> <td>製</td> </tr> </table>	船	車	兵	計	樂	自	電	輛	器	器	量	器	轉	線	製	製	製	時	製	車、	電	造	造	造	器	製	自動	動				製	製	車製	機				製	造	造	製	<table border="1"> <tr> <td>製</td> <td>製</td> <td>製</td> <td>製</td> <td>製</td> <td>製</td> <td>製</td> <td>製</td> <td>製</td> <td>製</td> <td>製</td> <td>製</td> <td>製</td> <td>製</td> <td>製</td> <td>製</td> <td>製</td> <td>製</td> <td>製</td> <td>製</td> <td>製</td> <td>製</td> <td>製</td> </tr> <tr> <td>紙</td> <td>紙</td> <td>皮</td> <td>藥</td> <td>油</td> <td>草</td> <td>石</td> <td>製</td> <td>製</td> <td>製</td> <td>製</td> <td>製</td> <td>製</td> <td>製</td> <td>製</td> <td>製</td> <td>製</td> <td>製</td> <td>製</td> <td>製</td> <td>製</td> <td>製</td> <td>製</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	紙	紙	皮	藥	油	草	石	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製																							
船	車	兵	計	樂	自	電																																																																																																											
輛	器	器	量	器	轉	線																																																																																																											
製	製	製	時	製	車、	電																																																																																																											
造	造	造	器	製	自動	動																																																																																																											
			製	製	車製	機																																																																																																											
			製	造	造	製																																																																																																											
製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製																																																																																											
紙	紙	皮	藥	油	草	石	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製																																																																																											
調査數	四五	二三																																																																																																															

(7) 汽船會社	(6) 鑛山	(5) 雜工場	(4) 飲食物工場	工場種別
日東大 本洋阪 郵汽商 船船船	非石石金 金 油炭屬 屬 鑛鑛鑛鑛	製紙印木 網器刷竹 製製製製 網造本品 業業業業	製釀 菓造 業業	事業ノ内容
三	三三	二	四	調査數

(8) 官設工場	工場種別	事業ノ内容	調査數
内大海陸鐵 閣藏軍軍軍省 印省省省省 刷專海海海 局賣軍軍軍 局局廠所廠廠廠	鐵道省	砲兵工 被服工 糧秣料 衛生料 製衛生	一二

(三) 施設一覽表

施設の實際につきては、便宜上調査項目を左の五項に分ち、更に施設の内容につきてれ、百分比を示したのが左表である。

(1) 労働者教育施設百分比

(男)

種別	工場總數	補習教育		職業教育	
		施設工場數	百分比	施設工場數	百分比
製絲工場	一七	一	五、九	—	—
紡織及	四八	△	四、九	△	一〇、八
計	六五	△	一〇、〇	△	一五、四
船車、機械、器具	四五	△	四、〇	△	一〇、〇
化學工場	二三	△	三、九	△	一七、八
飲食物工場	四	—	一、一	—	—
雜工場	一	—	—	—	—
鑛山	三三	—	八、一	△	九、一
汽船會社	三	—	—	—	—
官設工場	一二	—	一、一	—	—
合計	一九五	△	一七、四	△	一七、四

備考 △符を付したるは、工場外の學校に委託し、又は通學に便宜を與ふる施設あるものを區別したものである。

(2) 勞働者教育施設百分比

(女)

種別	工場總數	補習教育		技藝教育	
		施設工場數	百分比	施設工場數	百分比
製糸工場	一七	—	—	六	三五、三
紡織及	四八	△	二、一	二八	五八、三
計	六五	△	二、四	三四	五二、三
船車、機械、器具	四五	—	—	—	—
化學工場	二三	—	—	二	九、一
合計	一九五	△	一〇、〇	三四	一七、四

種別	工場總數	學		校		幼稚園託兒所	
		施設工場數	百分比	施設工場數	百分比	施設工場數	百分比
飲食物工場	四					二	五〇、〇
雜工場	一一						
鑛山	三三	二	六、一	三	九、一		
汽船會社	三						
官設工場	一二	一	八、三	一	八、三		
合計	一九五	二八	一四、四	四二	二一、五		

備考 △符號は工場外の補習學校に通學の便宜をはかる施設を區別したものである。

(3) 労働者子弟教育施設百分比

種別	工場總數	學		校		幼稚園託兒所	
		施設工場數	百分比	施設工場數	百分比	施設工場數	百分比
製絲工場	一七	△					
紡織及紡織	四八	△	三〇、三	△	六二、五	三	六、三
合計	六五	△	三五、六	△	五三、八	三	四、六

種別	工場總數	學		校		幼稚園託兒所	
		施設工場數	百分比	施設工場數	百分比	施設工場數	百分比
船車、機械、器具工場	四五						
化學工場	二二	△	二、三	△	一三、六	二	九、一
飲食物工場	四						
雜工場	一一						
鑛山	三三						
汽船會社	三						
官設工場	一二						
合計	一九五	△	三七、△	△	一九、〇	四	七、二

備考 △符號は義務教育未了の職工に對する學校施設である。

(4) 労働者修養施設百分比

種別	紡織及製絲工場		計	船車機械器具工場	化學工場	飲食物工場	雜工場	鑛山	汽船會社	官設工場	工場總數	講演會	講習會	青年團	軍人會	婦女會	修養會	諸會合	圖書館	文庫	書冊發行	格言標語
	製絲	紡織																				
總數	四八	一七	六五	四五	三三	四	二	三	三	一三	四八	三五	七二	九	一八	一五	三三	二二	四七	一	一三	二五
百分比	二二、五	三、八	二五、三	一〇、三	一三、三	一、〇	〇、五	一、三	一、三	五、五	二〇、〇	七、七	二、七	〇、三	一、一	一、五	一、一	三、〇	一、四	一、四	一、〇	一、〇
數	四四	一六	六〇	二〇	五	三	二	二〇	一	八	三	七	九	一	一	二	六	三	四	二	五	四
百分比	四四、九	一六、九	六〇、九	二〇、四	五、二	三、七	二、一	六、六	三、三	六、六	六、六	七、二	九、一	一、一	一、一	二、四	六、一	三、三	四、五	二、六	四、一	四、三
數	四四	一六	五五	二五	一〇	一	一	一	一	四	三	三	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一
百分比	四四、九	一六、九	五五、八	二五、五	一〇、四	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	四、三	三、三	三、三	四、〇	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
數	二七	九	三六	一五	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
百分比	二七、六	九、五	三六、五	一五、三	七、三	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
數	一七	三	二二	六	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
百分比	一七、三	三、三	二二、三	六、一	五、三	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
數	一七	三	二二	六	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
百分比	一七、三	三、三	二二、三	六、一	五、三	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇

合計	一九五	一〇六	五四、四	三五	一七、九	四五	二三、一	六三	三二、八	四七	二四、一
----	-----	-----	------	----	------	----	------	----	------	----	------

(5) 慰安娛樂施設百分比

種別	紡織及製絲工場		計	船車機械器具工場	化學工場	飲食物工場	雜工場	工場總數	祝祭儀	演藝	運動會	戶外運動	俱樂部	室內運動	庭園	其他
	製絲	紡織														
總數	四八	一七	六五	四五	三三	四	二	四八	二二	四四	二七	一七	二五	三	四	
百分比	二二、五	三、八	二五、三	一〇、三	一三、三	一、〇	〇、五	二〇、〇	七、七	二、七	〇、三	一、五	一、〇	一、〇	一、〇	
數	四四	一六	六〇	二〇	五	三	二	三	七	九	一	一	一	一	一	
百分比	四四、九	一六、九	六〇、九	二〇、四	五、二	三、七	二、一	六、六	七、二	九、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	
數	四四	一六	五五	二五	一〇	一	一	四	三	四	一	一	一	一	一	
百分比	四四、九	一六、九	五五、八	二五、五	一〇、四	一、〇	一、〇	四、三	三、三	四、〇	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	
數	二七	九	三六	一五	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
百分比	二七、六	九、五	三六、五	一五、三	七、三	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	
數	一七	三	二二	六	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
百分比	一七、三	三、三	二二、三	六、一	五、三	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	

勞働者教育施設

合 計	官 設 工 場	汽 船 會 社	續 山
一九五	一二	三	三三
七三三七、四一九三七、二二七六〇、〇	五四一、七	—	二四七二、七
七八四〇、〇	九七五、〇	—	二九八七、九
四三二一、五	一〇八三、三	—	一三三六、四
六八三四、九	七五八、三	—	一〇三〇、三
一三六、七	—	—	九二七、三
一四七、二	—	—	一五四五、五
	三三五、〇	二六六、七	五二五、二
	三三五、〇	—	四二二、二
	—	—	—

二、労働者教育施設

(一) 概 説

職工教育に關する施設は、女子に對する技藝教育の二一、五%を最とし、男子の補習教育及職業教育の各一七、四%、女子補習教育の一四、四%、之に次ぎ、子弟に對する學校教育施設は一一、三%、幼稚園託兒所の經營は七、二%である。

(二) 補習教育

各工場を通じて補習教育を施設せるものは、平均男の部に於て一七、四%、女の部に於て一四、四%である。尤も男の部の内には比較的女工を主とする業体の工場あり、女の部の内には比較的男工を主とする業体の工場があつて、一概に數の上からのみ論ずることは出来ないが、大体の割合から見れば、男の部に於ては汽船會社の三三、三%、飲食物工場の二五%、鑛山の二四、二%、女の部に於ては紡織工場の四三、八%、製系工場の一七、六%などは出色の部類である。

(イ) 目的及範圍

一八

實業補習學校は、主として小學校卒業者に對して實業に關する智識技能を授け、併せて小學校に於ける教科を補習し、以て學校より社會の實生活に入るべき準備教育を施し、學校教育の効果を堅實にし、社會生活上の能率を増進せんとするものである。固より工場内に於ける職工に對する補習教育は、一般小學校卒業者に對する補習教育と自ら其の選を異にするものがあるべき筈であるけれども、補習學校本來の性質に鑑みて、小學校教科の補習をなすと共に、其工場特有の作業に直接間接の關係ある智識技能を配し、普通の公民として世に立ち得る素地を與ふると同時に、當該工場の職工としても、相當の力量手腕あり、穩健なる特有の性格を具へて、其職工たるに適應したる人物の育成を本旨とすべきであつて、要は一般の實業補習教育に比して、工場特有の色合が加味されたものであらう。

今各工場に實施されて居る補習學校の目的を通覽するに、大様左の二種に分れて居る。

一、小學校の教科を補習するもの、
女工に對する補習教育の大部分は此の類に屬し、茶、花、裁縫等の技藝を併せ授けて、中には學齡超過の義務教育未了者の教育を加味するものがある。

二、小學校の教科を補習すると同時に、工場に必須なる技能教科を授くるもの、
男工に對する補習教育の大部分は此の類に屬し尋常小學校教科の補習に併せて工業に關する智識技能を授くるを目的とし、中には高等小學校程度の普通學科を教授し、或は從業中の工手より希望者を募り、或は見習職工若は寄宿工の爲めに、特に科學的智識を與へ、或は職工と併せて職工子弟に對する補習教育を施して居るものもある。

大部分の工場に在つては、適宜工場内に學校を設け、又は工場施設の小學校教室を利用し、或は之に補習科を設置して教育を施して居るが、中には特殊の希望者又は適當と認むるものを選抜して、工場所在地附近の夜學校に通學させる方法を採用して居るものもある。

學科目は學校設置の目的を達する手段の基礎的なるものであつて、其の選定の當否は直に材料の取捨に及び、教師の人選に關し、生徒に與ふる實益と、其の喚起せらるる興味の多少に影響する所少なからず、殊に工場に於ける補習學校の如き、主として終業後僅少の時間を利用して教授するものに在つては、之が選擇につき、職工一般の學業經歷、地方産業の狀況、工場特殊の要求、男女性格及職能の異同等を顧慮して按排斟酌をなし、以て適實なる効果を擧げんことを圖らねばならぬ。

各工場に於ける學科目の配當につきましては、凡そ左の三様に區分されてある。

一、主として小學校の教科を補習するもの、修身、國語、算術を以て主要學科と爲し、之に交ふるに英語、漢文、理科等を以てするもの多く、稍々程度高きものにおいて更に幾何、代數、簿記、工學初步の類中一科又は數科目を加ふるものがある。

二、小學校の教科を補習すると同時に女子に必要なる技能を授くるもの、女子

に對しては修身、國語、算術の外に裁縫、唱歌、茶、花等を教授するものと修身、裁縫を主として家事、割烹、刺繡、造花等を教授するものがある。中には普通科、本科、裁縫科又は特別科等の課程が設けられたものもある。

三、小學校の教科を補習すると同時に、工業に關する技能教科を授くるもの、機械工場、鑛業所等の職工に對し修身、國語、算術等の普通學科の外、工場作業に關する特殊の智識技能を授くるものであつて、是等の專門的技術科目は工場に依て夫々特色がある。今其の一例を擧ぐれば左の如くである。

イ、日出紡績會社姫路工場

數學、物理、化學、英語、用器画、電氣、發動機、蒸氣機關、紡績、製圖

ロ、備後御調郡三庄村機械會社大阪鉄工場備後工場

修身、工場算術、工場代數、英語、造船學、船用機關造機學、用器画、製圖、機械學

ハ、茨城縣助川日立製作所

修身、國語、數學、製圖、電氣工學、電工工作法、仕上工作法、鑄造術、事務法、

ニ、三菱鑛業株式會社唐津鑛業所

普通科 修身、讀方、作文、英語、代數

專科 修身、讀方、英語、簿記、商業、物理、電氣、採鑛、測量、代數

ホ、森永製菓會社第一工場

豫科 倫理、國語、算術、英語、地理、歴史、理科

本科 英語、經濟

ヘ、鐘淵紡績株式會社鐘紡女學校

修身、讀方、書方、綴方、算術、家事、禮式

此の種別に屬するものに在りては大体に於て工場業務の專門的傾向を帯びた學科
目が主要教科となつて、修身、國語等の科目は比較的客位に置かれて居る様である

(ハ) 授業時間

工場に於ける補習學校は、通常夜間教授を本体とするものの如くであるが、晝間激
甚なる作業に服し、疲勞未だ回復せざる間に於て努めて學習に従ふ次第であるから、

其の時間の配當に付ては、學科目の種類、曜日の關係、作業の難易、晝夜の長短、其
の他諸種の事情を商量し、慎重なる考慮を遂げて之を決定することを要する。

大部分の補習學校は午後二時乃至四時、全四時乃至六時、全七時乃至九時等の二時
間授業をなすもの最も多く、午後六時乃至九時の三時間授業のものに次ぐ。中には
夜間又は早朝一時間宛、或は隔日に夜間一時間半乃至二時間宛教授するものがある。
何れにしても過激なる勞働後に於て特殊の修養を積ましむるは、時に其の出席が形式
に流れて學修の實を擧ぐることはせず、甚しきは次第に出席率の低減を見る様な事例
がないでもない。是等に付ては其の工場の事業の性質により、或は一回の授業時間を
短縮して三時限を二時間に終了せしめ、或は一週中水曜日、又は木曜日、若は土曜日
を休日とし、或は隔日授業を試み、或は適當の方法に依り職工を組別に編制して各組
毎に授業の日を交代せしむることゝするが如き、各種の方途を講じて其學習上充分な
る便宜を與へんことを要する。岡山縣倉敷紡績工場寄宿舎に於ては、生活の單調を補
ひ修養の機會を與へ、割烹の實習をなさしめんが爲めに就業女工六十名乃至八十名宛

交代して一ヶ月間宛自修寮に起臥せしめ、其の間工場退出時間を一時間早めて疲労の軽減を圖ると同時に炊事實習並に夜間補習教育修養の便宜を圖るが如きは、此の種教育の施設上参考とするに足ると思ふ。

(二) 奨 勵 法

工場に於ける補習學校の教授時間が、主として労働時間後の夜間を利用する關係上生徒は晝間作業に非常の疲労倦怠を覺ゆるが爲めに、余暇學習の必要を自覺し乍らも稍もすれば次第に事故に藉口して通學出席を怠るが如き傾なしとしない。従て教科其のものの選擇に周到なる考慮を回らじ教師に適當なる人格才幹の士を得て訓化の任に當らしめ、教授材料の按排取捨宜しきに適ひて、生徒の日常生活に密接なる連繫を保ち、工場作業上直接間接に受くる影響の大なるを認めて、教科其の物に對する無限の趣味を喚起せしめ、依て以て自ら修學の効果を自覺して、精勵事に従はしむる方法の施設が必要であると思ふ。

此の意味に於て大部分の工場に在ては或は教科書を貸與し、或は書籍學用品を支給し、或は月賦償却方法に依て教科書購入の便宜を計り、或は特に學費食料を支給する等の制度を取つて居る。此の他、福岡縣嘉穂郡株式會社幸袋工作所に於ては、修業中無缺席にして成績優良なるものに對して賞品を與へ、茨城縣久原鑛業株式會社日立鑛山事務所に於ては、模範生を選抜して、賞狀賞品を授け、大日本紡績株式會社津守工場に於ては成績優秀者に學資を補給し、福島紡績株式會社福山工場及笠岡工場に於ては時々學藝品展覽會、工場巡回展覽會等を催して生徒の作品を展覽し、備後御調郡大阪鉄工場備後工場に於ては出席精勵者、操行學力優秀者、修了成績佳良者を選抜して其の昇格又は増給を行ひ、三井鑛山株式會社田川鑛業所に於ては學校修了者中より事務員を採用する方法に依て、修學を奨勵する等、生徒に對して常に外部的奨勵刺戟を與ふると共に、更に益々内面的趣味實益の感を深くし、相俟つて益々學習の動機を盛ならしめんことを期して居る。

(ホ) 學 則

補習學校學則の實例として左に其の二三を掲ぐ。

株式 大阪鐵工所備後工場共濟會附屬工業補習學校規定

第一條 本校は株式會社大阪鐵工所備後工場共濟會附屬工業補習學校と稱す

第二條 本校の綱領左の如し

- 一、本校は共濟會員に工業に關する補習教育を爲す處にして工業の進歩發展に必要な技術者及工業に従事すべき徒弟を養成す
- 二、工業の發展は國運の隆興に貢獻する處頗る大にして單に從來の經驗に依るを以て足れりとせず、宜しく學理に基き實際に適合せしむることを要す故に工業教育は精確なる日新科學を基礎とし實地に活用すべき技術を練磨し國運の振興發展を致さしめんことを期す
- 三、教授は徒らに高遠なる學理にに馳することなく簡明を旨とし實地に有用なる知識と共に意を技能の習熟に効し日常工場に於ける實習を重んじ應用自在ならしめむことを期す
- 四、工業に従事するものは勤勉事に従ひ信用を重し秩序を尙ふは最も必要なること

に屬す故に力を生徒の訓育に用ひ其の徳性を涵養せむことを努む

第三條 本校に普通科高等科を置く普通科及高等科の修業年限を各六ヶ月間とす

普通科は四月壹日より九月參拾日に至る

高等科は拾月壹日より參月參拾壹日に至る

第四條 本校の教科目を分ちて普通科目及工業科目とす各教科目毎週教授時間數は別表に依る

普通科	
教科目	每週教授時間數
修身	一
工業算術	二
工業代數	一
英語	二
造船學	三
程度	工業家の常識
程度	四則、分數、比例、開平、開立、求積
程度	代數學大意
程度	短語、短句より工業上使用せる用語等
程度	理論造船學、材料強弱論、構造學

工業科目 船用機關

二 構造の大意
一 一般機械大意

高等科

教科目 每週教授時數 程度

修身 一 工業家の常識

普通科目 工業算術

一 日常工場に於ける應用問題
工業代數 一 代數學の大意

英語 二 短語、短句より工業上使用せる用語等

造船學 三 理論造船學、材料強弱論、構造學、施工學大意

船用機關 二 構造の大意

工業科目 用器画製圖

一 投影圖、機械造船製圖
機械學 一 一般機械大意

第五條 休業日、大祭日、日曜日、其他は株式會社大阪鐵工所備後工場規定に依る公休日

第六條 本校普通科に入學することを得るものは年齢十五歳以上にして高等小學二年程度を修業したるもの又は之と同等以上の學力を有するもの、高等科に入學する事を得るものは本校普通科を修業したるもの又は之と同等以上の學力を有するもの
第七條 品行方正學力優良なるもの及精勵者、一般生徒の模範たる者並に修業試験の成績良好なるものには増給昇格を行ふ

第八條 生徒たる本分を失ひ不都合の行爲ありたるものは其の輕重と情狀により戒飭退校を命ず

第九條 本校の指揮命令は共濟會長之を命ず

第十條 各正科の外時々専門諸名家に請ひ講演を聞き研修の資に供す

第十一條 篤學者の爲め聽講生の制を設け講義を撰擇聽講するの便を得せしむ

第十二條 生徒には毎月校費の一部として左の如く負擔せしむ

本科生 金五拾錢 全科を修むるもの
聽講生 金參拾錢 全科目を修めざるもの

校 則

第十三條 入學志願者は入學願書「第一號様式」に履歷書「第二號様式」を添付し差出すへし

第十四條 入學を許可されたるものは戸主若は父兄親族其他本人に代りて一切の責を負ふに足るべき成年以上の者より保證人を立て在學證書「第三號様式」を差出すへし

第十五條 聽講生たらんとするものは學則の始めに於て入學願書に聽講すべき學科目を記載し履歷書を添へて差出すへし

第十六條 共濟會長は保證人を不適當と認めたる場合は其の變更を命ずる事あるへし保證人住所氏名を變更し若くは身上に變動ありたる場合は直に共濟會長宛に届出つへし

第十七條 生徒疾病其他己むを得ざる事故に由り缺席するときは保證人の連署したる缺席届を共濟會長宛に差出すへし疾病により引續き一週間以上缺席するときは工場醫の診斷書を添付すへし

第十八條 試験は之を分ちて臨時試験及修業試験とす臨時試験は時々之を行ふ

第十九條 全科目を修了せるものには卒業證書「第四號様式」を授與す

第二十條 生徒にして己むを得ざる事故に由り休學又は退學せんとするものには其の事由を具し保證人連署の上其の旨共濟會長宛に願出つへし

第二十一條 篤學者にして教科目の一部の講義を聽かんとするものあるときは聽講生として許可することあるへし

株式
會社 深川造船所補習教育規定

第一條 當會社見習職工をして品性の向上を圖り業務上適切なる智識技能を授くるを以て目的とす

第二條 教場は當社内置く

第三條 教育課程を分ちて普通科専科の二種とす

第四條 普通科は修業年限二ヶ年とし當社傭人の見習職工は凡て受業の義務あるも

のとす

専科は修業年限を一ヶ年とし普通科修得者の中より選抜試験に合格したるもの及其他の志願者にして二十五歳以下のものは試験の上入學せしむるものとす但専科の定員を二十名とす

第五條 學年を左の三學期に分ち毎年四月に始り翌年三月に終る

第一學期 自四月十日 至七月三十一日

第二學期 自九月一日 至十二月廿五日

第三學期 自一月五日 至三月二十日

第六條 休業日を左の通り定む

一、祝 祭 日

二、毎月一日、十五日

三、夏期休業 自八月一日 至八月三十一日 三十一日間

四、冬期休業 自十二月廿六日 至一月四日 十日間

(専科は夏期休業せず)

五、學年末休業 自三月二十一日 至四月九日 二十日間

右の外會社の休業日其他業務の都合に依り臨時休業することあるへし

第七條 教科目及教授時數左の如し

普通科

第一學年

教科目	教授時數	程度要領
修身	二	道德の要旨
國語	六	普通文の讀方、書取、書方、綴方
算術	六	整数、小數、諸等數、整数の性質(筆算) 加減乘除(珠算)
機械學	四	簡易なる機械の名稱使用方法等
英語	四	英語初歩
用器画	四	初歩
体操	二	普通体操

第二學年 實習 現場

實習	1	現場
計	28	
教科目	教授時數	程度要領
修身	2	道德の要旨
國語	4	前年の續き
算術	6	分數、歩合算、比例(筆算)加減乗除(珠算)日用簿記
機械學	6	前學年の續き
英語	4	全
用器画	4	全
体操	2	普通体操
實習	1	現場

專科 計 二八

第一學年

教科目	教授時數	程度要領
修身	1	
應用機械學	4	材料強弱及び水力機
應用數學	4	代數、幾何、三角の機械計算に必要な一般
機械學	4	理論
實習	1	現場
計	13	

第八條 普通科の授業時間は毎日工場終業時間後二時間とし専科は午前十一時十分より十二時迄とす

第九條 見習職工以外のものにして本規程の教育を受けんとするものは當社の認可を受くへし

第十條 受教育者にして病氣其他己を得ざる事故の爲め缺席するものは其旨届出つ

第十一條 普通科專科を修得したるものには學年末に左の修得證書を交付す

修得證書 (略)

第十二條 受教育者に對しては別に定むる規定により褒賞又は懲罰を行ふ事あるへし

第十三條 當補習教育に要する經費及豫算並に規定の變更等に就ては係員に於て當社重役の承認を経て之を行ふものとす

第十四條 當補習教育には左の帳簿を備ふ

- 一、生徒名簿
- 一、出席簿
- 一、修得證書交付簿
- 一、會計簿
- 一、講師出勤簿

補習教育賞罰規程

第一條 本規定は當社補習教育規定十二條により之を定む

第二條 褒賞を分ちて左の二種とす

- 一、精勤賞 一學年中缺席
 - 一等賞 缺席一日迄のもの
 - 二等賞 全 三日迄のもの
 - 五日以内のもの
 - 二等賞 全 五日迄のもの
- 一、篤行者表彰 品行方正にして學業を勉勵し他の模範となるべきもの

第三條 懲罰を分ちて左の三種とす

- 一、譴責 無届缺席五日以上に及びたるもの
 - 品行不良にして學業を怠るもの
- 一、謹慎 譴責二回以上に及び猶改悛せざるもの
 - 不屈の行爲ありたるもの
- 一、停學 謹慎二回以上に及び猶改悛せざるもの

當社工場規則第三十一條により停職解雇の處分を受けたるもの

第四條 賞罰は教師及係員に於て當會社重役の承認を経て之を行ふものとす

愛媛縣 住友別子鑛業所講習規則

第一章 教 則

第一條 講習所の課程を分ちて専科及普通科の二部とし其修業年限を二箇年とす
但し尙進んで學習せんとする特志者の爲めに修業年限一ヶ年の補習科を置くことあるへし

第二條 普通科の教科目を修身、國語及漢文、算術、理科とし専科の教科目を修身、英語、數學、工學、物理、補習科の教科目を英語、數學、物理、化學とす

第三條 修身は講習生の徳性を涵養し道德の實踐を指導するを以て要旨とす
國語及漢文は讀方、話方に於て日常須知の文字文章を教へ併せて商工業等に必要なる知識を授くるを以て要旨とす

理科は通常の天然物及自然の現象に關する知識の一斑を得せしめ其相互及人生に關する關係の概要を理會せしむるを以て要旨とす
算術は日常の計算に習熟せしめ兼て數學思想を養成するを以て要旨とす

英語は簡易なる會話をなし又近易なる文章を理解するを得しめ處世に資するを以て要旨とす
數學は主として代數幾何を授け數量の關係を明にし計算に習熟せしめ尙進みては三角法及高等數學の大意を授け兼て思考を精確ならしむるを以て要旨とす

工學は機械、土木、建築に關する簡易なる知識技能を得しむるを以て要旨とす
物理及化學は重要なる物理上及化學上の現象及定律機械の構造及作用元素及化合物に關する知識の概要を授け其人生に對する關係を理解せしむるを以て要旨とす

第四條 各科各年級各教科目の毎週教授時數は左表に據るものとす

普通科

教科目	學年	第一 年 級	第二 年 級
修身		一	一
國語及漢文		五	五
算術		四	四

理科	二	四〇
----	---	----

教科目	身語	第一等級	第二等級
	修身	一	一
英	英語	六	四
	英語	一	一
商	商業	一	一
	商業	一	一
工	工業	一	一
	工業	一	一
物	物理	一	一
	物理	一	一
		四	四
		一	一

備考 商業と工学とは何れか其一を選ばしむ
補習科

教	英	英	英	教	科目	時間	數
物	數	英	英	教	科目	時間	數
理	化	學	學	語	目	四	四
學	學	學	學	語	目	四	四
學	學	學	學	語	目	四	四

第五條 毎日の教授時數は二時間とす

第六條 各教科用書及其配當等は講習主事之を定む

第二章 學年休業日及教授終始の時刻

第七條 講習所の學年は一月一日に始まり十二月三十一日に終る

第八條 講習所の毎日教授終始の時刻は各部課所の營業時刻の後に於て講習主事之を定む

第九條 講習所の休業日は小學校の休業日と同様とす

第三章 試驗

第十條 試驗は毎年六月及十二月の兩度之を行ひ其の平均點數を以て其年級の成績點とす

第十一條 試驗の評點合格點及優等點を定むること左の如し

- 一、評點—修身、理科、漢文、物理、化學は滿點各五十點其他は百點を以て滿點とす
- 二、合格點—兩度試驗の總得點の平均總滿點の十分の六以上にして各教科得點の

平均満點の十分の四以上

三、優等點—兩度試験の總得點の平均總満點百分の八十五以上にして各科得點の平均満點の百分の七十五以上

第十二條 學年末に於て講習主事は試験成績表を調製して之を別子鑛業所長に申報し所長は合格點を得たる者には修業證書若くは卒業證書を與へ尙優等點を得たる者は賞狀及賞品を與ふ

第十三條 證書及賞狀の様式は別に之を定む

第十四條 賞品は一人に付金參圓以内に於て講習主事之を選定し別子鑛業所長に申報するものとす

第四章 就 學

第十五條 住友合資別子鑛業所 住友合資肥料製造所 株式住友銀行新居濱支店の業務に従事する未成年者は總て講習の義務あるものとす

但し通學困難の地に住する者及特別の事情ある者は講習主事に於て其義務を免除

することを得

第十六條 住友合資別子鑛業所 住友合資肥料製造所等の業務に従事する成年者と雖も其所屬部課所の長又は主任の申立に依り講習主事に於て入學を許可することを得

第十七條 各部課所の長又は主任は各其部下講習義務者に異動ありたるとき及特別の事情ありて義務を果すこと能はざるものあるとき又は義務なき者と雖も入學志望の者ありたる時は直ちに之を講習主事に通知し且本人をして入學、退學又は義務免除の願書を作らしめ之を講習所に送附すべきものとす

第十八條 入學退學及義務免除の願書様式は別に之を定む

第十九條 入學者の年級編入は左の標準若くは方法に依り講習主事之を定む

普通科第一年級に編入する者は高等小學校第一學年修了者及其以下の者とす

普通科第二年級に編入する者は高等小學校第二學年の課程を修了したる者若くは入學試験に依り其と同等以上の學力を有する者と認めたる者とす

専科に編入する者は普通科を終りたる者若くは入學試験に依り其と同等以上の學力

を有する者と認めたる者とす

補習科に編入するものは専科を終りたる者若くは其と同等以上の學力を有すと認めたるものとす

第二十條 講習生缺席せんとするときは其事由を具して届出つべきものとす

第二十一條 講習生無届にて缺席したるときは講習主事は之を所屬部課所の長又は主任に通知するものとす

各部課所の長又は主任、前項の通知を受けたるときは本人に對し適宜戒飭を加ふべきものとす

第五章 職務及服務

第二十二條 講習主事は講習に關する諸般の事務を整理し講師を統督す

第二十三條 講師は講習主事の指揮に従ひ教授及事務を分擔す

第六章 雜則

第二十四條 講習所には左の帳簿を備ふるものとす

日誌、出勤簿、出席簿、學籍簿、證書臺帳

第二十五條 講習所には左の物品を備へ講習生に貸與することあるものとす

書籍、算盤、定規、コンパス類

第二十六條 講習生前條に依り貸與せられたる物品を紛失又は破損したるときは之を辨償せしむることあるものとす

日立鑛山夜學校規則

第一條 本校は當鑛山從業の青年に普通學の一部を教授するを目的とす

第二條 本校の修業年限は三ヶ年とし其教場を本山、大雄院の二個所に開設す

第三條 本校に入學を許すべき生徒は現に従業する者にして第一學年の入學希望者は尋常小學卒業以上の課程を修了したるを要し第二學年以上は補缺の際臨時に募集し編入試験に優秀成績を得たる者とす

第四條 本校の學業開始は毎年四月一日とし其終期は翌年三月三十一日とす

第五條 本校の學年は左の如き學期に區分す

第一學期 自四月一日至八月三十一日

第二學期 自九月一日至十二月三十一日

第三學期 自翌年一月一日至三月三十一日

第六條 各學年の授業科目は左の如し

第一學年 英語、國語、漢文、算術、代數

第二學年 英語、代數、平面幾何、立体幾何

第三學年 英語、物理、化學、平面幾何、三角

第七條 本校の休業日は左の如し

春季休業 自三月廿七日至四月五日

夏季休業 自七月廿八日至八月三十一日

冬季休業 自十二月廿五日至翌年一月七日

毎月定休 十五日

紀元節、山神社祭日、天長節祝日

第八條 従業者中の入學希望者は毎年三月二十五日迄に願書並履歷書を所屬職員係長課長を経由し庶務課に提出し許可を受くべきものとす

第九條 生徒疾病事故の爲め不得止缺席するときは迅速に當日の授業教師に届出つへし若し鑛山事務に基づく公務缺席に依るものは勿論遅刻にありても各所屬職員の證認を呈示すべし

第十條 生徒は擅に他學級に出席し又た落第生に在りて單に落第科目の學科のみに出席して授業を受くるを得ず但本校の卒業生又は中學校卒業生又は之に相當する學力を有するものにして特に第三學年に於て授業する科目の一部を研究せんとする者に對しては都合に依り聽講生として之を許可することあるべし

第十一條 生徒無届にて一學期間全部缺席したる者は退校の處分をなすものとす

第十二條 家事上の都合にて鑛山に奉職する能はさるときは速に其事由を以て退校の届出をなすべし

第十三條 生徒校規に背き又訓戒に遵はず或は素行修らざるときは譴責停學、退校減點等の處分をなす

第十四條 試験は各學期中臨時及定時の成績平均點に依る、學年の終末に合格せし者には修了又は卒業の證書を授與するものとす

第十五條 在校中出席甚だ少なく且試験に應せずして二ヶ年引續き原級に在りて合格せざるときは都合に依り退校の處分をなすことあるべし

第十六條 一學年間熱心に通學勉勵の結果成績拔群且つ品行方正他の模範となる者に對しては賞狀又は賞品を授與して之を表彰するものとす

第十七條 生徒として許可したる者には校用教科書を月賦償却の方法に依り購入し得るの便利を與ふることあるべし

群馬縣桐生町日本絹燃株式會社桐生工場

日本絹燃工業補習學校學則

一、學校の名稱目的及科別

第一條 本校は日本絹燃工業補習學校と稱し日本絹燃株式會社桐生工場内に之を設置す

第二條 本校は國民教育の補習を爲し健全なる國民的精神を涵養して實務に習熟せしめ誠實勤務の風を馴致し且つ生計に必要な智能を啓發するを以て目的とす

第三條 本校内に男子部女子部の二部を置き各部内に左の各科を設く

一、男子部

イ、本科 尋常小學校卒業の者にして本校卒業後は本會社作業員たる希望者を入學せしむ

ロ、別科 本會社作業員中の希望者を入學せしむ

二、女子部

イ、作業員養成科 本會社作業員として入社したるもの全部を入學せしむ
ロ、教婦養成科

- 一、裁縫教婦養成科 本會社作業員中裁縫に堪能なるものにして卒業後は裁縫教婦たるに適する人格を有するものを選抜入學せしむ
- 二、役員養成科 本會社作業員中業務に精通し工場に於て將來役員たらしめ又寄宿舎役員たらしむるに適當なる人格を有するものを選抜入學せしむ
- ハ、本科 本會社作業員中尋常小學校以上のもを入學せしむ
- ニ、速成科 本會社作業員中年齡滿十四歲以上にして尋常小學校を卒業せざるものを入學せしむ

二、終業年限學期學年休業日

第四條 各科の終業年限を定むること左の如し

- 一、男子部 本科二ケ年 別科 年限なし
- 二、女子部 作業員養成科 一月乃至四十日
 - 裁縫教婦養成科 二ケ年
 - 教婦養成科 役員養成科 一ケ年
- 本科 二ケ年 速成科 二ケ年

第五條 學年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第六條 一學年間に三學期に分つこと左の如し

- 第一學期 四月一日より七月三十一日迄
 - 第二學期 八月一日より十二月三十一日迄
 - 第三學期 一月一日より三月三十一日迄
- 第七條 休業日を定むること左の如し
- 一月一日より一月三十一日迄 (冬季休業)
 - 三大節及天長節祝日
 - 八月一日より全月三十一日迄 (夏季休業)

毎月二回

三、學科課程及授業時間

第八條 學科課程及毎月教授時數を定むること別表の如し

四、試験に關する事項

第九條 每學期の終りに於て試験を行ひ學年末に於て其の成績と平素の成績とを考查して及第及落第を判定す

五、入學及退學に關する事項

第十條 本會社作業員として入社したる尋常小學校卒業以上の男女及將來本會社作業員たる希望を有する義務教育修了者の男女並に尋常小學校を卒業せざる學齡以上の男女作業員は本校に入學を許可するものとす但し入學すべき科は本人の希望に依りて選定せしめ又は本會社に於て特に選抜指定することあるべし

第十一條 退學せんとするものは理由を具して學校長に願出で許可を受くへし

六、授業料及入學料

第十二條 授業料及入學料は總て之を徵集せす

七、賞罰に關する事項

第十三條 本校生徒中學力優等品行方正にして他の模範とするに足るものは之を褒賞することあるへし

第十四條 本校生徒たるの体面を汚辱するの行爲ありたるものは之を處罰することあるへし

八、寄宿舎に關する事項

第十五條 本校生徒は總て日本絹襪株式會社桐生工場寄宿舎に宿泊せしむ

九、職員職務に關する事項

第十六條 學校長及教員は教育に關する勅語の御趣旨を奉戴し誠實に其職務に服すへし

第十七條 學校長は校務を整理し所屬職員を統督するものとす

第十八條 教員は生徒の教育を擔任し且つ之に屬する事務を處理するものとす

學科課程及毎月教授時數略表

男子部本科

毎月教授時數 修身 五、 國語一四、 算術 七、 工業二八、 實習

全別科

毎月教授時數 修身 二、國語 四、工業 八

女子部作業員養成科

毎月教授時數 修身一四、工業一四、實習

全 裁縫教婦養成科

毎月教授時數 修身 七、國語 七、裁縫及教授法四二

全 役員養成科

毎月教授時數 修身 七、國語 七、工場寄宿舎管理法 七、工業 七

全 本科

毎月教授時數 修身 三、國語 六、算術 三、裁縫一六

全 速成科

毎月教授時數 修身 三、裁縫一一

倉敷紡績株式會社万壽工場万壽工業補習學校規程

總 則

第一條 本校は万壽工業補習學校と稱す

第二條 本校は工手に必要なる工業補習教育を授け當工場に於ける模範工手を養成するを以て目的とす

第三條 本校の授業は當分の内交代日を除くの外毎日午後五時より六時迄倉紡學校教室に於て之を行ふ

課 程

第四條 本校の課程を分ちて初等科高等科の二とす

但必要に應じて高等科内に専攻部を置くことを得

第五條 初等科高等科の修業年限を各々一ケ年とし之を前期後期に分つ

第六條 初等科を修了したる者にあらざれば高等科に入學することを得ず

但し初等科を修了せざるものと雖講師會議に於て其資格ありと認定したるものは此限りにあらず

第七條 本校に於て教授する科目は左の通りとす

修身 國語 英語 數學 理科 實習

右學科目の各科配當及教授時間配當は講師會議に於て之を定め評議員會の承認を経ることを要す

入學 及 退學

第八條 本校に入學し得るものは品行方正克己勤勉志操堅固にして尋常小學校卒業又は之と同等以上の學力を有する當工場男工手中當該工務課員の推薦により學校長の入學許可を得たるものに限る

第九條 本校の入學期は各學期の始とす但學期中途と雖も第八條の資格を具備し講師會議に於て相當の學力ありと認めたるものは此の限にあらず

第十條 本校の課程を終了したるものには卒業證書を授與す

第十一條 本校生徒にして左記各項の一に該當する時は之に退學を命ずる事あるべし

一、出席常ならざるもの

二、操行不良にして本校生徒たるの体面を傷くる行爲ありたるもの

三、工場内に於ける成績良好ならざるもの

四、校規、社規に違背し又は上長の命令に服従せざるもの

五、成績劣等にして成業の見込なきもの

組 織

第十二條 本校に左の職員を置く

校長 一名 主事 一名 講師 若干名

第十三條 校長には工場長を推戴し主事及講師は校長之を任命す

校長は校務を統轄す

主事は校長を補佐して一般の校務を處理す

講師は各専門科の教授を擔任す

第十四條 本校に評議員十二名を置き校長之を選任す

評議員は評議員會を組織し校長の諮問に應じて本校に關する重要事項を議決す

第十五條 本校に關する重要事項を諮詢する爲め別に相談役若干名を置くことを得
第十六條 本規定の施行に要する細則は別に之を定む

万壽工業補習學校規程施行細則

第一條 初等科に於て教授する科目及時間配當は左の通りとす

修身 一 國語 六 英語 三 算術 八 理科 八

高等科に於て教授する科目及時間配當は左の通りとす

修身 一 國語 三 英語 六 代數 八 理科 八

第二條 各學期の始めに於ける入學許可手續左の如し

- 一、入學志願者は先づ當該工務課員に申出で其推薦を受くること
- 二、評議員會は前號の入學志願者に就き更に入學の拒否を決す
- 三、校長は前二號の手續を経て入學を許可す

第三條 本校に入學し得るものの學力は左の標準に依る

初等科—尋常小學校卒業又は之と全等以上の學力あるもの

高等科—高等小學校卒業又は之と全等以上學力のあるもの

第四條 本校に入學し得るもの、年齢は左の標準に依る

滿十三才以上滿三十歳以下

第五條 授業時間表別紙の通り定む (以下畧す)

富士瓦斯紡績株式會社富士女學校學則

第一章 目的

第一條 本校は富士瓦斯紡績株式會社押上工場の業務に従事する女子を收容し道徳教育及國民教育の基礎並に日常生活に必須なる普通の智識技能を授くるを以て目的とす

第二章 修業年限、學年、學期、休日

第二條 修業年限は本科三ヶ年専修科二ヶ年とす

第三條 學年は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第四條 學期は左の三學期に分つ

- 第一學期 自四月三十一日 至八月三十一日
- 第二學期 自九月三十一日 至十二月三十一日
- 第三學期 自一月三十一日 至三月三十一日

第五條 休業日を定むること左の如し

- 一、祝日、大祭日、地久節、但し三大祝祭日には擧式講演をなす
- 二、毎月四回 三日、十一日、十九日、廿六日
- 三、夏期休業 自八月三十一日 至八月三十一日
- 四、冬期休業 自十二月二十五日 至翌年一月五日

第三章 學科、課程、授業時間

第六條 學科は左の如し

本科 修身、國語、算術、家事、裁縫、地理、歴史、理科、唱歌、体操

專修科 修身、裁縫、家事、作法

第七條 教科の程度及要旨左の如し

尋常小學校卒業相當以上の實力あるものに第一條の要旨により教育を施す

但教授要目は學校長之れを定む

第八條 毎日の授業時間は左の如し

- 自午前七時 至九時 二時間
 - 自午後七時 至九時 二時間
- 各半學級宛

但自七月二十日至七月三十一日及自九月一日至九月十日間は授業時間を毎日一時間とす

第九條 課程並に毎週教授時間左の如し

(別表参照)

第四章 進級及卒業

第十條 各學年課程の修業及び全教科の卒業を認むるには生徒平素の成績を考查して之を定む

第十一條 課程及び全科の卒業を認めたるものには修業證書又は卒業證書を授與す
修業證書卒業證書様式略す

第五章 入學 退學

第十二條 本校に入學せんとするものは義務教育を了へたるもの若しくは年齢滿十四
歳以上にして尋常小學校卒業以上の學力あるものと認めたるもの

第十三條 入退學は校長に願出で其承認を受くるものとす

第六章 學 資

第十四條 本校は入學料授業料一切の費用を徴收せず

第十五條 生徒各自の用品は凡て自辨とす

第七章 賞 罰

第十六條 本校生徒にして特に品行方正なるもの成績優秀なるもの及精勤せしものに
は褒狀賞品を授與することあべし

第十七條 生徒の懲戒は左の二種とし學校長之れを行ふ

一、出席 停止

二、譴 責

第八章 職 員

第十八條 本校に左の職員を置く

一、學校長 一名

一、教務主任 一名

一、教職員 若干名

第十九條 學校長は諸般の校務を指揮し職員を統督す

教務主任は學校長の命に従ひ校務を處理す教員は教務主任と協同して生徒の教養に
任ずるものとす

第二十條 本校經營上必要なる諸般の規定並に生徒心得は學校長之れを定む

別表

一、本科

學科	第一學年		第二學年		第三學年	
	課程	時間	課程	時間	課程	時間
修身	人倫道德の要旨	一全	上	一全	上	一全
國語	讀方作文	四全	上	三全	上	三全
算術	筆算加減乘除 珠算加減乘除	三全	上	二全	上	二全
家事	衣食住一般	一全	上	一全	上	一全
裁縫	運針法通常衣服 の縫方繕ひ方	二全	上	二全	上	二全
地理			地歴の大要	二全		
理科					理化大意	二全
唱歌						
体操						

二、専修科

科目	第一學年		第二學年	
	課程	時間	課程	時間
修身	實踐修身	一全	上	一全
裁縫	普通衣服の仕立方	九全	上	九全
家事	衣食住一般	一全	上	一全
作法	普通作法	一全	上	一全

那是製絲株式會社 那是女學校學則

第一條 本校は左の四項を以て目的とす

- 一、那是製絲株式會社工女を養成すること
- 一、那是製絲株式會社工女に修身及裁縫を教授すること

一、郡是製絲株式會社教婦を養成すること

一、郡是製絲株式會社教育係及び衛生係を養成すること

第二條 本校に入學するものは郡是製絲株式會社に於て行ふ所の身體検査に合格したるものにして左の資格を有するを要す

一、工女養成科にありては義務教育を卒りたるものなること

一、教婦養成科にありては業務に精通し工女を指導し得べき徳望を有するものなること

一、教育及び衛生係養成科にありては高等小學卒業以上の學徳を有するものなること

こと

第三條 本校生徒は定員左の如し

工女養成科 三百名

裁縫科 千百名

教婦養成科 三十名

衛生係養成科 十名

教育係養成科 十名

第四條 退校せんとする者は事由を具して願出つへし

第五條 成業の見込なき者又は不正の行爲ある者は退校せしむることあるへし

第六條 本校に於て生徒の實力を考查して相當の手當金を支給し且つ平素の成績に基き學年末に於て賞與を行ひ尚ほ工女養成科の生徒に限り學用品を貸與又は給與することあるへし

第七條 本校生徒は總て寮舎に寄宿せしむ

但し寮舎は郡是製絲株式會社教育部に屬し教育係の監督する所なるにより本校に於て規定を設けず

第八條 本校に於ては生徒より月謝若しくは舍費を徴せず

第九條 各科修業年限左の如し

工女養成科 六ヶ月

裁縫科	四ケ年
教婦養成科	六ケ月
衛生係養成科	二ケ年
教育係養成科	二ケ年

第十條 各科學年左の如し

- 一、工女養成科第一期生は四月一日に始まり九月三十日に終り、第二期生は十月一日に始まり翌年三月三十一日に終る
- 一、裁縫科は七月一日に始まり翌年四月三十日に終る
- 一、教婦養成科第一期生は四月一日に始まり九月三十日に終り、第二期生は十月一日に始まり翌年三月三十一日に終る
- 一、教育係及び衛生係養成科は六月一日に始まり翌年四月三十日に終る

第十一條 各教科科目左の如し

- 一 工女養成科は修身、讀書、習字、珠算、製絲法、體操

- 一、裁縫科は修身、裁縫

- 一、教婦養成科は修身、工場管理法、製絲法

- 一、衛生係養成科は修身、衛生學、細菌學、生理學、解剖學、看護學、繙帶學、救急法、調劑學、鏡檢法、反應試驗法、身躰檢查法、衛生法令

- 一、教育係養成科は修身、寮舍管理法、教室管理法、教授法

第十二條 (略す)

第十三條 本校の休日左の如し

大祭 祝日

綾部町鎮守祭

毎月 五日 十五日 二十五日

鐘淵紡績株式會社山科絹布工場芳蘭女學校學則

第一章 目的、名稱

第一條 本校は高等小學校の課程を終へたる女子に更に必須なる高等普通教育を爲すを以て目的とし特に國民道德の養成、婦徳の涵養に留意するものとす

第二條 本校は芳蘭女學校と稱す

第二章 學 費

第三條 本校は授業料及び實習費を徴收せず教科書及裁縫材料其他を貸與す

第三章 修業年限及休業日

第四條 本校の修業年限は本科三ヶ年專修科三ヶ年及び補習科二ヶ年とす

第五條 一學年を分ちて三學期とす

第一學期 自四月一日 至八月三十一日

第二學期 自九月一日 至十二月三十一日

第三學期 自一月一日 至三月三十一日

第六條 本校の休業日は左の如し

大祭日、祝日、地久節、日曜日、春期休業（未定）

夏期休業（自八月十一日 至八月二十日）
冬期休業（未定）

第四章 學科課程及教授時數

第七條 本科の學科課程及毎週教授時數は左表の如し

	第一學年	第二學年
修 身	二 人倫道德の要旨 作法	二 同上
國 語	五 講讀、作文、習字	五 同上
歴 史	二 日本歴史 二 外國歴史	二 日本歴史 二 外國歴史
地 理	二 日本地理 二 外國地理	二 同上
數 學	二 算術	二 同上
理科 及 家事	一 動植物生理衛生	一 化學、礦物
裁 縫	五 普通衣服裁方縫方	五 同上
唱 歌	一 單音唱歌	一 同上
實 業	一 機械、工場事情	一 同上

體操	一	二〇
體操	一	二〇

修身	第一	人倫道德の要旨
國語	第四	講讀、作文、習字
歴史、地理	第一	外國歴史
數學	第一	實用算術、珠算
理科及家事	第三	物理、衣食住、養老、看病 整理及經濟家計簿
裁縫	第六	普通衣服の裁方縫方繕方及ミシン使用法
圖書	第一	自在書
唱歌	第一	單音及複音唱歌

實業	一	機織、工場事情
體操	一	
體操	二二	

專修科の學科目は修身國語算術裁縫唱歌體操とし補習科の學科目は生徒の志望によりて之を定む

隨意科として英語を課し餘科として插花、花道、彈琴を上級希望者に教授す
尙時事問題、會社事情等を補欠時間に於て教授し、夏期休業中には裁縫割烹等を講習す

第五章 入學退學及卒業證書

第八條 生徒の入學は毎學年の始に於てす但し臨時入學を許可することあるへし

第九條 本校に入學し得る者は鐘紡株式會社に關係ある女子にして高等小學校卒業者並に之と同等以上の學力を有する數へ年十七年以下のものとする

第十條 各學期には其學期間の學業成績と操行とを考査し學年末に於て之か及落を判定す

第十一條 左の事項の一に當るものは退學を命することあるへし

出席常ならざるもの

正當の事由なくして引續き一ヶ月以上缺席したるもの

成績著しく不良なるもの

第十二條 本校を卒業したるものには卒業證書を授與し特に優待するも本校卒業後本
社に奉職すべき義務年限等の制なし

第六章 賞 罰

第十三條 操行善良又は學力優等なる者又は精勤なる者には適當なる時期に於て之を褒賞す

第十四條 操行不良なる者は譴責或は停學に處することあるへし

(三) 職業教育

工場に於ける職工若くは徒弟に適當の技術教育を施し一般技術者としての素養を得しめ、當該工場に必須なる技手工手等を養成し、依て以て職工の技術上に對する手腕と自信とを與へ、其の能率を増進せしむることは、労働者教化及工場經營上緊切なる事項である。近時此の方面に關する施設が、漸次各工場に行はれて着々實蹟を擧げんとしつゝあることは、誠に喜ぶべき次第である。

此の施設は官設工場の四一、七%を最とし、鑛山の二二、二%、紡織工場の二〇、八%、化學工場、船車機械器具工場の一七乃至一八%之に次ぎ、其他は極めて少數である。是等の機械工場等は、何れも常に精巧なる機械の操縦又は製作を要すること多きが爲めに、自ら科學的智識の修養と機械操作の技能に練達したる職工を養成する必要に迫らるる点比較的多き故であらう。

(イ) 學 科

普通徒弟學校、工業學校又は職工學校といひ、稀に工業講習會、技術講習會、夜學會といふものもあるが、何れも職工徒弟を收容し、時に其の子弟を加へて優良なる技

術者を養成せんことを圖り、多くは特に構内に適當の教室を設けて、毎日終業後夜間一時間半乃至三時間宛授業を行ふ、又鐘淵紡績株式會社に於ては、營業部直轄の下に擔任講習所を開設し、講習期間を三ヶ月とし、各工場より上席職工中將來有望なるもの及多年實務に經驗ある上級工場員を入所せしめ、其間給料を支給し諸經費は會社負擔とし、人格技能優秀なる從業者の養成に努むるが如き、京都府郡是製絲株式會社に於ては、其の經營に係る郡是女學校内に教育係養成科を設け、其修業期間を二ヶ年とし、高等小學校卒業以上の學力を有する者を入學せしめて、修身、寮舍管理法、教室管理法及教授法等を課し、修了後は之を全國十數個所の會社工場に配置して、各地女工の管理教育訓練を掌らしめ、以て其の教化の進歩と統一とを圖るが如きも參考とすべき施設である。

學科は普通科、專科又は豫科、本科等に分つを通常とし、工場によりては電氣科、機械科、製圖科、木工科、金工科等に分類するものもある。

教科目は概ね修身、國語、數學、英語、理科等の普通學科の外、夫々當該工場に必要ななる技術に直接關係ある専門諸科目、例へば造船、造機、紡績、電機、鑄造、土木、建築等を加へて、徹底的に修養せしめんことを期して居る。今其の一例を擧ぐれば左の如くである。

富士瓦斯紡績會社小山工業學校

修身、國語、作文、數學、理化、機械學、紡績學、電氣學、用器画、工業經濟、体操、實習

安川電氣製作所徒弟學校

修身、數學、英語、製圖、工作學、電氣工學、機械工學、鑄木、電氣、電機

日立製作所 電氣工學科

英語、數學、一般物理及應用、電磁氣及測定法、交流理論、電氣機械、電力、電氣鐵道、電燈、電氣工作法一般概念

全 機械工學科

英語、數學、物理、原動機材料、電氣機械大意、機構學、鑄造學、仕上工作法

深川造船所 普通科

修身、國語、算術、機械學、英語、用器画、体操、實習

七八

全 專 科

機械學、數學、實習、修身

三井礦業所 專 問 部

機械、電氣、應用化學、採鑛冶金、土木、建築

(ロ) 獎 勵 法

職工の學習を獎勵せんが爲めには、工具材料、文具類の給貸與をなし、勤務時間に斟酌を加へ、通學電車賃を補給して研究の便宜を圖り或は精勤者に賞品を與へ、優良學生を表彰し、規定の修了生に對して相當の待遇を與ふる等の方法を取り、其他優秀の職工を選抜して、工業専門學校夜學部に通學せしめ、技倆拔群のものを推舉して工業學校適材教育部に委託する等、種々の施設が講せられて居る。特に三菱造船株式會社に於ては財團法人三菱工業教育會を設置し、其一施設として三菱工業學校を經營し、従業員の子弟又は職工等を教育して、實力ある技士技工の養成に努めつゝあるが如きは參

考とするに足るものと思ふ。

(ハ) 學 則

職業教育施設に關する學則の實例として其の二三を掲ぐ。

財團法人三菱工業教育會 三菱工業學校學則

第一章 總 則

✓ 第一條 本校は三菱工業教育會の經營に屬す

✓ 第二條 本校は三菱造船株式會社従業員の子弟及場合に依り其他一般の子弟を教育し造船造機及電機の技師、技工を養成することを目的とす

✓ 第三條 本校に左の教科を置く

一、本 科 二、補 習

✓ 第四條 本科は尋常小學校卒業者若は之と同等以上の學力あるものを收容し其修業年限を三箇年とす

✓ 第五條 補習科は本科卒業者中成績優秀なるものを收容し其修業年限を一箇年とす

七九

第六條 生徒定員は本科六百人補習科三十人とす但補習科の人員は第三十九條規定に依り増減することあるべし

第七條 三菱造船株式會社長崎造船所職工實習生の學術教育に關する事項は第七章に於て之を定む

第八條 本校は入學試験料及授業料を徴收せず

第二章 入學在學及退學

第九條 入學期は毎學年の始とす但第十二條規定の場合には此限にあらず

第十條 入學志願者には學術試験及身躰検査を行ひ之に合格したるものに入學を許可す

第十一條 本科第一年級の入學志願者は年齢滿十二年以上十五年未滿のものなることを要す

第十二條 本校を半途依願退學したるものにして再入學を願出づるときは特に詮議の上許可することあるへし

第十三條 入學は本人の履歷書戸籍謄本及最近在學若くは卒業學校の證明書を添へ其父兄若くは保護者より願出づるものとす

前項の在學若くは卒業證明書は在學したることなきものに就ては之を要せず

第十四條 入學の許可ありたるときは一週間以内に入學出願者より保證人運署を以て在學證書を差出すへし

第十五條 保證人は長崎市若は其附近に居住し一家計を立つる成年の男子にして本人身上に關し一切の責任を負ふに足るものなることを要す

第十六條 通學し得べき區域外に居住するものは保證人其他右區域内に居住する確實なる知己親戚より通學することを要す生徒の居住にして不適當と認むるときは其變更を命することあるへし

第十七條 缺席するときは父兄、保護者若くは保證人より當日中に届出つへし

第十八條 本人の健康状態に依り若は同一家中其居住地附近に傳染病に罹りたるものあるときは登校を停止することあるへし

第十九條 退學せんとするときは其事由を詳記し保證人連署の上父兄若くは保護者出頭して願出つることを要す

第二十條 保證人の異動及本人父兄保護者若は保證人の住居の移動は直に届出つへし
 第二十一條 學術上達の見込なきものは退學せしむ

第三章 學課及教授時間

第廿二條 學課及每週教授時間左の如し

學科	修身		本 科	全 科
	講 習	讀 文		
化學三	一〇	六	一	一
物理三	九	四	一	一
物理三	七	三	一	一
補習科	八	三	一	一

第四章 學年學期及休日

學科	算術		幾何		三角		高等數學	應用機械學	造船學	電機學	臨場	體操	合計
	代 算	三 角	幾 何	高 等	自 在 畫	用 器 畫							
數學	一〇	一〇	一〇	七	七	七	六	二	二	二	二	六	四一
製圖			五				六	二	二	二	二	六	四一
應用機械學							六	二	二	二	二	六	四一
造船學								二	二	二	二	六	四一
電機學								二	二	二	二	六	四一
臨場								二	二	二	二	六	四一
體操								二	二	二	二	六	四一
合計								二	二	二	二	六	四一

第廿三條 學年は四月一日に始まり翌年三月三十二日に終る

第廿四條 學年を分て左の三學期とす

第一學期 自四月 至七月

第二學期 自八月 至十二月

第三學期 自一月 至三月

第廿五條 休業日は左記の如く之を定む

平常休業 日曜日 大祭祝日

夏期休業 八月一日より八月十五日迄

冬期休業 十二月二十六日より翌年一月五日迄

春期休業 三月二十九日より四月七日迄

第廿六條 始業及終業時間は學校長之を定む

第五章 成績 考 査

第廿七條 成績進級及卒業は擔任講師の考査に依り教師會の決議を以て學校長之を定

む

第廿八條 成績の考査は平素の成績及學期末試験の成績に依り之を行ふ

第廿九條 卒業の場合成績不良にして合格標準に達せざるものは相當の復習期間を與

へて再試験を行ふことあるへし

第三十條 不得已事故の爲め試験を受くること能はさるときは追試験を行ふことある

へし

第六章 賞 罰

第卅一條 品行方正學術優等のもの其の他衆の模範となるべき行爲ありたるものには

賞狀若は賞品を與へ之を表彰す

第卅二條 生徒たるの本分を失するものは之を懲戒す懲戒を分て譴責停學及退學の三

種とす

第卅三條 譴責は擔任教師之を專行す

第卅四條 停學及退學は擔任教師會の考査に依り學校長之を行ふ

第七章 三菱造船株式會社長崎造船所との共通規定

第卅五條 長崎造船所職工實習生（以下畧す職工實習生と稱す）學術教育のため本校に左記の教科を置く

- 一、實習科
- 二、研習科

第卅六條 實習科は職工實習生にして本科卒業以上の學力あるものを收容し其修業年限を三箇年とす

第卅七條 研習科は職工實習生にして補習科卒業以上の學力あるものを收容し其修業年限を二箇年とす

第卅八條 生徒の定員は實習科五百十人研習科六十人とす但研習科の人員は第三十九條規定に依り増減することあるへし

第卅九條 補習科收容人員は毎年二月末學校長及び長崎造船所長協議の上之を定む
第四十條 實習科及研習科の學課及毎週教授時間左記の如し

學科目	實習科			研習科	
	第一年級	第二年級	第三年級	第一年級	第二年級
修身	一	一	一	一	一
英語	一	一	一	一	一
實用數學	一	一	一		
高等數學				一	
機械經濟學	一	一	一		
材料經濟論					
材料經濟論					
水力機械學				一	
造船學	二	二	二	二	二
造船學	二	二	二	二	二
造船學	二	二	二	二	二
造船學	二	二	二	二	二
合計	六	六	六	六	六

造船造船機電機の三學科は生徒の所屬課工場に依り之を區分して教授す教授時間の始終は學校長之を定む

第四十一條 職工實習生は入職若は退職の許可ありたるときは當然其日に本校に入学し若は退學したるものとす

第四十二條 長崎造船所に於て本校卒業生以外のものを職工實習生に採用せんとするときは本校に於て學術の考查を爲すものとす

第四十三條 保證人は長崎造船所職工徒弟規則第十八條規定のものにて足る保證人氏名住所身許及其異動等は長崎造船所職工課長より學校長に之を通知す

第四十四條 職工實習生の入職退職及缺席は長崎造船所職工課長より其事由を學校長に通知す

第四十五條 第十六條及第十八條規定は職工實習生に之を準用す

前項の場合第十六條第二項規定の住所變更及第十八條規定の登校停止は長崎造船所長と協議決定の上長崎造船所長其命令を發す

第四十六條 第二十一條第二十三條第二十五條及第二十七條乃至第三十四條の規定は職工實習生に之を準用す

前項の場合第二十一條及第三十二條第二項規定の退學及停學は長崎造船所長に協議することを要す

第四十七條 實習科及研習科の學年を分ちて左の二學期とす

第一學期 自四月 至九月

第二學期 自十月 至三月

三菱造船株式會社神戸造船所 製圖修業生規則

第一條 當所は製圖技術者養成の目的を以て當所設計課に製圖修業生を置く

第二條 修業生は滿十四歳以上滿十六歳以下の志操堅固身體強健なる男子にして高等小學校の課程を修了したる者又は之と同程度以上の學力あるものより人物學力を考查し及身體検査の上之を採用す但し長崎三菱工業學校卒業生は此の限にあらす

第三條 修業生は一定の人員を限り毎年四月之を募集す

第四條 修業生とせらんとするものは志願書に戸籍謄本、身分證明書、履歷書及最終に教を受けたる學校長の學業成績證明書を添へて申込むべし

第五條 修業年限は滿五箇年とす

第六條 前條の年限を五學年に分つ學年は毎年四月一日に始まり翌年三月卅一日に終る學年は更に之を二學期に別ち四月一日より九月三十日迄を前學期とし十月一日より翌年三月三十一日迄を後學期とす

第七條 修業生は其の修業年限中別に定むる所に従ひ製圖技術を實習せしめ又併せて之に必要な學術を修習せしむ

但し一定の期間中は工作課に於て工作技術を見習ふものとす

第八條 修業生は當所に於て其の必要を認むるときは學費を給し兵庫實業補習學校に通學せしむべし

第九條 修業生の學術及技術の成績は每期之を考査し進級は後期の終りに其學年に於ける成績に依りて之を定む

第十條 修業生其の課程を修了したるときは當所技手に登用す

前項修了生其の人物優良身体強健にして學業成績卓越のものは社費を以て更に専門

の學校に就學せしむることあるべし

第十一條 修業生は其の課程修了後滿三ヶ年以上當所に勤務する義務あるものとす

第十二條 修業生には手當を給す其の額は學期及學年の進むに従ひ且其成績に依りて増額す但し第八條規定により兵庫實業補習學校又は其他に通學のものに對しては其の増給は當該學校に於ける學業成績をも併せて之を詮議す

第十三條 修業生は其の修業年限中前條手當給與の都度其の二日分に相當する金額を保證金として當所に積立つるものとす但し其の受くる手當の額が該積立額に足らざるときは之を徴收せず

本條の保證金に對しては當所は年六朱の利息を附し義務年限滿了の時に之を還附す

第十四條 修業年限中又は義務年限中に退職するものに對しては保證金は左の場合の外之を還附せず但し職工救濟規則に依る退隱手當を給與せざるべし

職工規則の定むる所に依り解備處分を受けたるとき又同じ

一、死亡したるとき

二、負傷又は疾病の爲當所の備使に堪へざるとき

三、當所の都合により解備したるとき

四、當所長に於て還附の理由ありと認めたる時

第十五條 修業生は本規則を履行する爲め其の採用の日より七日以内に別に定むる所の誓約書を作成し身元保証人二人連署の上之を差出すべし

身元保証人の中一人は父兄又は其の他の保護者、他は當所在職の役員又は定備職工に退る身元保証人に異同ありたる時は直に届出つべし

第十六條 修業生は所定の制帽を冠るべきものとす

第十七條 修業生病氣又は事故にて缺勤するときは保証人連署の上當日中に其の所屬設計課長を経て職工課に届出つべし、但し連続缺勤五日以上に及ぶときは病氣は醫證を事故は保証人の證明書を添へ届出づべし

第十八條 修業生其の修業年限中退職せんとするときは其の事由を明記し保証人連署の上願出て所長の許可を受くべし

第十九條 修業生左の各號の一に該當するときは解備し又は修業生たる資格を喪失せしむることあるべし

一、技能上達の見込なきとき

二、成業の見込なきとき

三、不正の行爲ありたる時

四、素行不良なる時

附 則

第二十條 本規則は大正九年四月一日より之を實施す

第二十一條 修業生には本規則の外職工規則及職工救済規則及職工退隱手當規則を準用す

神奈川縣橘樹郡川崎町 富士瓦斯紡績株式會社

小山工業學校規則

第一章 總 則

- 第一條 本校は富士瓦斯紡績株式會社附屬小山工業學校と稱す
- 第二條 本校は富士瓦斯紡績株式會社工場に從事すべき技術者として必要なる學理及技術を教授し且つ其品性を陶冶し以て優良なる從業者を養成するを以て目的とす
- 第三條 本校は本科の外選科を置く
- 第四條 生徒定員は本科八拾名(二學級)選科二拾名とす
但し時宜により増減することあるべし

第二章 學 期 休 業

- 第五條 學年は四月一日に始り翌年三月三十一日に至る
- 第六條 學年を分ちて左の三學期とす
- 第一學期 四月一日より 八 月三十一日に至る
- 第二學期 九月一日より 十二月三十一日に至る
- 第三學期 一月一日より 三 月三十一日に至る

第七條 本校の休業日を定むること左の如し

- 一、大祭日 會社の休業日並に交替日
- 一、春季休業 三月二十八日より四月五日に至る
- 一、夏季休業 七月下旬より八月中旬の間に於て三週間
- 一、冬季休業 十二月二十八日より翌年一月五日に至る

第三章 學 科 課 程

第八條 修業年限は本科二ヶ年選科一ヶ年とす

第九條 本科の學科課程及每交替日間教授時間左の如し

科 目	第一學年	第二學年
修 身	交替日毎授業時數	交替日毎授業時數
國 語	二	一
作 文	一	二

英語	五	三
數學	五	三
理化	四	一
機械學	三	四
紡績學	三	三
電氣學大意	一	二
用器画及製圖	三	二
工業經濟學	一	二
體操	二	一
實習	三五	三五
計	六三	六三

但し實習は大祭日會社休業日並に交替日の外は休業せず、尙會社操業時間の如何

綿絲紡績、絹(三科目の内其一)布紡績、織布(つな選ぶ者とす)一〇

により多少の増減あるものとす

第十條 選科は本科二學年教授科目中一科目以上を選択學習せしむるものとす
但し修身は必修科目とす

第四章 入學退學

第十一條 生徒の入學は毎學年の始とす

第十二條 本科に入學を許可すべきものは富士瓦斯紡績株式會社従業員にして左の條件を具備する者の内より各工場長選抜推舉す

- 一、品行方正身体強健にして志操堅實なるもの
- 二、年齢滿十七才以上にして高等小學校卒業又は同等以上の學力あるもの
- 三、各工場徒弟學校卒業せるもの
- 四、卒業後三ヶ年間雇傭契約をなし得べきもの

第十三條 入學志願者が募集人員に超過する場合は學力體格人物等に就き試験を行ひ成績優良の者より順次募入す

第十四條 選科生徒は一ケ年以上會社勤務の従業員中より學力相等にして体格強壯人物優良なる者を工場長に於て選抜するものとす

第十五條 毎學年の始めに於て缺員ある場合は試験の上入學を許可する事あるべし

第十六條 入學せんとする者は左の書類を差出すべし

- 一、入學願書 (一號書式)
- 二、履歷書 (二號書式)
- 三、工場醫務係の身体検査書
- 四、戶籍謄本

第十七條 入學を許可せられたる者は始業當日迄に保證人連署(三號書式)の誓約書を差出すべし

第十八條 保證人は身元確實にして當社工場所在地に於て一家計を立つる丁年以上の男子にして本人の身上に關し在學中は元より卒業後と雖も義務年限中は一切の責任を負ふべき者たるを要す

但本校に於て保證人を不適當と認めたる時は之を變更せしむることあるべし

第十九條 保證人にして氏名を變更し若くは住所を移轉したる時又は死亡したる時は直に其旨を届出づべし

第二十條 疾病其他の事故により退學せんとする時は其事由を詳記し保證人連署の上其旨願出づべし

第廿一條 生徒左の各號の一に該當する時は退學を命ず

- 一、性行不良にして改善の見込なき者
- 二、學業不進成業の見込なき者
- 三、出席常ならずして學業に不熱心なるもの
- 四、病氣の爲め學業に堪へざる者

第五章 成績考査賞罰義務年限

第廿二條 各學年の課程の終了又は全學課の卒業を認むるには平素の學業實習及試験の成績を考査して之を定む

第廿三條 本科の全課目を修了せりと認むる者には卒業證書を授與す

但し選科生には學習科目に對し修業證書を授與す

第廿四條 病氣其他の事故にて試験を受くること能はざる者は教授の見込に依り追試験を行ふことあるべし

第廿五條 學業優秀品行方正善良にして他の模範とするに足る者は褒賞す

第廿六條 不都合の行爲をなしたる者は其情狀により譴責停學又は退校に處す

第廿七條 本校所屬の物品を毀損又は亡失したる者ある時は其情狀により相當の辨償をなさしむ

第廿八條 入學者は卒業後滿三ヶ年會社の指定する工場に勤務するを要す

第六章 授業料給與品

第廿九條 本科選科共授業料を徴收せず

第三十條 本科及選科共教科用書籍及製圖用具等は之を貸與す
但し場合により一部自辨せしむることあるべし

第卅一條 在學中は各自の日給を支給す

第七章 寄宿舎

第卅二條 生徒は自己の家庭より通學し得る者の外寄宿舎に入らしむ寄宿舎にては寢具其他は之を貸與す

第卅三條 退舎せんとする時は保證人連署を以て願出づべし

第卅四條 寄宿舎には舎監を置き監督せしむ

株式會社安川電機製作所見習生規則

第一章 通則

第一條 電機器製作に關する智識及技能を習得せしめ且つ品性修養を監督し優良なる職工を養成し斯界に貢獻するを以て目的とす

第二條 見習生の種類は左の如し

木型、鑄造、鍛冶、機械、機械仕上、電氣、電器仕上

第三條 見習生の員數は募集の都度之を定む

第四條 見習生は滿十四歳以上にして高等小學校卒業又は之れと同等以上の普通教育を受けたる男子なるを要す

第五條 修業期間は四ヶ年とす

第六條 見習生は卒業後當社に何等拘束さるゝことなし

第七條 見習生は保證人の居宅より通勤すべし

第八條 保證人は修業時間外に於て見習生を監督する義務あるものとする

第九條 見習生養成に關する業務は製作部の管理とす

第二章 入社及退社

第十條 見習生として採用希望者は第一號書式の申込書に履歴書及戶籍謄本を添へ毎年四月十五日以前に當社に差出すべし

第十一條 學術試験及体格検査に合格したる者より規定人員を假に採用して修業に就かしむ

第十二條 假採用修業期は約三ヶ月にして此の期間に見習生として修業を遂行し得るの自信を得たる者にして當社が適任者と認めたる者を正式に採用す

第十三條 正式採用されたる者は第二號書式の誓約書を當社に差出すべし

第十四條 萬止むを得ざる事情により當社を希望する者は其理由を具して願出づべし

第十五條 修業中に兵役に服する時兵役終了後殘期の修業をなすことを希望する者は

退社の時其の旨當社に出願し置くべし

第十六條 左に該當する者には退社を命ず

- 一、學術技能不進又は身體虛弱に變じ修業終了の見込みなき者
- 一、品行不良又は業務に不熱心にして改善矯正の見込みなきもの
- 一、出勤缺勤常ならざる者
- 一、無届缺勤二週間以上に涉る者
- 一、當社規則、命令慣例に遵はざる者
- 一、不名譽の行爲をなしたる者

第三章 修業

第十七條 修業時間は當社現業員勤務時間と同様とす

第十八條 學術教習の時間は

第一年にありては一週六時間、第二年ありては一週四時間、第三學年にありては一週三時間とし、殘餘の修業時間は實習に就くものとす

但し事情に依り多少變更することあるべし

教科目は別に之を定む

第十九條 學術の教習及實習の指導は製作部長監督の下に當社職員及高級現業員之を担任す、但し當社事務に直接關係なき學科は右以外の者に囑托することあるべし
見習生に關する事務は製作部々長監督の下に製作部人事係之を担当す

第二十條 十五歳未満の見習生には工場法第九條及第十條に定められたる危険又は衛生上有害なる業務に服せしめざるものとす

第廿一條 規定の修業を了へたる者には卒業證書を授與す

第四章 給與及扶助

第廿二條 出勤一日に付左の手當を支給す

一、假採用期間

一、正式採用後

第廿三條 三ヶ月毎に貳錢づゝ昇給す

但し成績優良なる者には參錢非常に優良なる者には參錢以上昇給することを得

第廿四條 左の場合には前條の昇給をなさず

- 一、昇給後出勤六十日に充たざる時
- 一、成績劣等なる時

第廿五條 修業定時間外に勤務を命じたる時は現業員殘業支給率に依り手當を支給す

第廿六條 出勤なき者には現業員皆勤賞與規程に依り皆勤の賞與を與ふ

第廿七條 見習生の技能進歩したる時は加給規定に依り加給を支給す

第廿八條 修業に必要な文具、工具及材料は貸與し消耗品は支給す

第廿九條 見習生の衣食住及作業用の衣服、帽、靴等は自辨とす

第三十條 作業中の負傷及作業に原因する疾病及死亡に對する扶助は凡て當社現業員扶助規則に依る

第卅一條 規定の修業を卒へたる者には金五拾圓を贈呈す

第五章 保 證 人

第卅二條 第十三條規程の誓約書には貳名の保證人連署するを要す

但し保證人は二名にて左の資格を具備することを要す

- 一、成年以上の男子にして一戸を構ふる者
- 一、見習生の親權者又は後見人なること
- 一、見習生が當社へ通勤し得る範圍内に居住すること
- 一、本縣内に籍を有するか又は全戸寄留の者

第卅三條 當社は保證人の變更を必要と認めたる時は是が變更を命することあるべし

第卅四條 保證人死亡、改名、改印、若くは轉居したる時は市町村長の證明を得て十

五日以内に當社に届出べし

第六章 罰 則

第卅五條 當社の規則命令及慣例に遵はざる者は其の輕重に應じ左の處分を行ふ

- 一、譴 責
- 一、減 給

第卅六條 減給は日給五日分を超過することなし

見 習 生 教 習 科

第	年 一 第	學	年	學	科	時毎
	通 共 科 各					間週
通 共		製 英 數 修		學 身		
英 數 修		画 語 學 身				
語 學 身						
1 1		2 2 2				

第三年					二年	
電氣	電器	鑄木	機仕 通共	修 數	電氣科	電氣科を除く
全	全	鑄造、合金、木型、鑄型に關する學理	工作學及機械工學	學身	全 (2) 後半年	製工 作 畫 學 電氣 工 學 (1) 前 半 年
(3) 後半年	(4) 前半年	(3) 後半年	(1) 前半年	1	2	1 1
2	2	2	2	1	2	1 1

修身は毎月壹回

電氣工學(1)は電氣單位、直流回路、交流大意、交流回路、測定大意、材料大意

全上(2)は直流機、變壓器、交流器、誘導機、變流機等

全上(3)は電器各種

全上(4)捲線及絶緣

學期 前半自五月一日 至十月十五日
後半自十月十六日 至三月末日

試驗

試驗は各擔當教師隨時是を行ひ一學期間の成績を見習生係に報告す

成績の等級は1より5に至る五等とし3を普通とし2は稍々良好1は優等4は稍々劣るも及第に差支なく5は落第とす

鐵道局教習所規程

第一章 總則

第一條 本所は職員の徳性を涵養し鐵道業務に須要なる學術及技能を教授する所とす

第二條 本所は各鐵道局所在地に之を置き當該鐵道局長をして之を管理せしむ

特別の事由あるときは鐵道局長は鐵道大臣の承認を得て分教所を置くことを得

第三條 本所に左の職員を置く

一、所長

二、幹事

三、講師

四、生徒監

五、生徒監補

六、書記

第四條 所長は鐵道局長の命を承け一切の所務を掌理す

第五條 幹事は所長の命を承け所務を整理監督し所長事故あるときは之を代理す

第六條 講師は所長の命を承け生徒の教育を掌る

第七條 生徒監は所長の命を承け生徒の訓育を掌る

第八條 生徒監補は生徒監の職務を助く

第九條 書記は上司の命を承け庶務會計に従事す

第十條 本所に普通部及專修部を置く普通部を業務科、機械科、土木科及電氣科に分つ

專修部を驛員車掌科、電信科、機關手科、機關助手科、檢車科、信號操車科及電車科

(東京鐵道局教習所に限る)に分つ

第十一條 各部の修業期間左の如し

一、普通部 三年

二、專修部

驛員車掌科 四月 電信科 八月

機關手科 六月 機關助手科 四月

檢車科 四月 信號操車科 四月

電車科 六月

第十二條 各部の生徒定員は別に之を定む

第二章 學科目及每週授業時數

第十三條 普通部各科の學科目及每週授業時數左の如し

業 務 科

學科目	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年
修身	一	一	一
國語及漢文	八	六	六
英語	九	七	二
地理及歴史	二	二	三
數學	二	五	二
博物	二	二	一
物理及化學	一	二	一
法制及經濟	一	二	一
圖画	一	二	一
計	三四	三四	三四

東京鐵道局教習所に在りては露語及支那語を隨意科目として各學年一週三時間以内配當すへし

機 械 科

學科目	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年
修身	一	一	一
國語及漢文	八	六	一
英語	九	七	一
計	三四	三四	三四

	電	線	車	運	運	鐵	體	圖	法	物	博	數	地	英	國	修
	氣	路	輛	轉	輸	道	操	画	制	理	物	學	理	語	語	身
	及	經	濟	學	史	文										
計																
三四計						二	一		二	二	七	二	九	八	一	
三四計					二	二	一		二	四	二	五	二	七	六	一
三四	一	五	一	四	一		二	三		三		六	二	四	一	一

學科目	學年	每週	授業	時數	土木科														
					電	線	車	運	運	鐵	體	圖	法	物	博	數	地		
					氣	路	輛	轉	輸	道	操	画	制	理	物	學	理	語	身
											二	一		二	二	七	二		
										二	二	一		二	四	二	五	二	
					三	一	一	五	四	一		二	三		三		六	二	

學科目	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年
修身	一	一	一
國語及漢文	八	七	四
英語	九	二	二
地理及歷史	二	五	六
數學	七	二	四
博物學	二	四	三
物理及化學	二	二	三
法制及經濟	一	一	一
圖畫	二	二	二
體操	一	一	一
鐵道	一	一	一
運輸	一	一	一
轉轆	一	一	一
車輛	一	一	一
運轉	一	一	一
電車	一	一	一
線路	一	一	一
電氣	一	一	一
計	三四	三四	三四

第十四條 專修部各科の學科目左の如し

一、驛員車掌科

修身、國語、英語、數學、旅客、貨物、運轉、鐵道地理、線路、保安、電輛、實習

二、電信科

修身、國語、英語、數學、電氣學、電信、旅客、貨物、運轉、實習

三、機關手科

修身、英語、數學、運轉、機關車、客貨車、檢車、線路、保安、製圖、實習

四、機關助手科

修身、國語、英語、數學、運轉、機關車、檢車、焚火法、保安、製圖、實習

五、檢車科

修身、國語、英語、數學、客貨車、電機器、檢車、製圖、實習

六、信號操車科

修身、國語、英語、數學、運轉、線路、保安、車輛、實習

七、電車科

修身、國語、英語、數學、電氣學、運轉、電車、檢車、線路、保安、實習

專修部各學科の每週授業時數は鐵道大臣の承認を得て鐵道局長之を定む

第三章 學年、學期及休業日

第十五條 普通部の學年は四月一日に始り翌年三月三十一日に終る

第十六條 普通部の學年を分て左の三學期とす

第一學期 四月一日より七月三十一日に至る

第二學期 八月一日より十二月三十一日に至る

第三學期 翌年一月一日より三月三十一日に至る

第十七條 休業日左の如し但し時宜に依り休業中實習を課することを得

一、普通部

祝日 大祭日 日曜日

夏期休業 八月一日より同月三十一日に至る

冬期休業 十二月二十五日より翌年一月七日に至る

二、專修部

祝日 大祭日 日曜日

冬期休業 十二月二十九日より翌年一月三日に至る

第四章 入學、在學、休學及退學

第十八條 普通部各科第一學年に入學を許可すべき者は左の各號の資格を具ふる者に限る

一、年齢十四歳以上十七歳(職員中より入學せしむべき者に限り二十五歳)以下の男子たること

二、品行方正身元確實なること

三、入學試験に合格したること

第十九條 前條の入學試験は之を分て身體検査、學業試験及人物試験とし身體検査に合格したる者に非されは學業試験を受けしめざるものとす

學業試験は左の學科目に付修業期間二年の高等小學校卒業程度を以て之を行ふ

國語、數學

第二十條 普通部各科第二學年以上に入學を許可すべき者は相當年齢に達したる男子にして前各學年の課程を卒りたる者と同等の學力を有する者に限る

第廿一條 第十八條第二號及第三號並第十九條第一項の規定は前條に依り入學を許可すべき者に付之を準用す

學業試験は左の學科目に付前各學年修業程度を以て之を行ふ

國語及漢文、英語、數學

第廿二條 專修部驛員車掌科に入學を許可すべき者は左の各號の資格を具ふる者に限る

- 一、年齢十六歳以上二十五歳以下の男子たること
- 二、三月以上運輸従事員たりし雇員又は備人にして勤務の成績良好なること
- 三、入學試験に合格したる事但し特別の事由ある時は入學試験を行はざる事を得

前項の入學試験は左の學科目に付中學校第二學年修業程度を以て之を行ふ

國語、數學

第廿三條 專修部電信科に入學を許可すべき者は左の各號の資格を具ふる者に限る

- 一、年齢十四歳以上二十歳以下の男子又は女子たること
- 二、品行方正身元確實なること
- 三、入學試験に合格したること

前項の入學試験は之を分て身體検査、學業試験及技術試験とし身體検査に合格したる者に非されは學業試験を、學業試験に合格したる者に非されは技術試験を受けしめざるものとす

學業試験は左の學科目に付中學校第二學年修業程度を以て之を行ふ但し英語は之を省畧することを得

國語、英語、數學

技術試験は學業試験に合格したる者を假に入學せしめ簡易なる電氣通信技術を教授

し將來成業の見込ありや否を二週間以内に試験するものとす

第廿四條 専修部機關手科に入學を許可すべき者は左の各號の資格を具ふる者に限る

- 一、年齢十八歳以上三十五歳以下の男子たること
- 二、機關手、機關手見習又は機關手見習採用試験に合格したる機關助手にして勤務の成績良好なること

- 三、入學試験に合格したること但し特別の事由あるときは入學試験を行はざることを得

前項の入學試験は左の學科目に付中學校第二學年修業程度を以て之を行ふ

國語、數學

第廿五條 専修部機關助手科に入學を許可すべき者は左の各號の資格を具ふる者に限

- 一、年齢十六歳以上二十五歳以下の男子たること
- 二、機關助手、機關手見習又は機關手見習採用試験に合格したる庫内手にして勤務の成績良好なること

- 三、入學試験に合格したること但し特別の事由あるときは入學試験を行はざることを得

前項の入學試験は左の學科目に付中學校第二學年修業程度を以て之を行ふ

國語、數學

第廿六條 専修部檢車科に入學を許可すべき者は左の各號の資格を具ふる者に限る

- 一、年齢二十歳以上四十五歳以下の男子たること
- 二、檢車手、檢車手心得、檢車助手又は客貨車の檢査修理に従事したる者にして勤務の成績良好なること
- 三、入學試験に合格したること但し特別の事由あるときは入學試験を行はざることを得

前項の入學試験は左の學科目に付修業期間二年の高等小學校卒業程度を以て之を行ふ

國語、數學

第廿七條 專修部信號操車科に入學を許可すへき者は左の各號の資格を具ふる者に限る

- 一、年齢十七歳以上四十五歳以下の男子たること
- 二、信號手、操車掛、連結手、制動手又は轉轍手の職に従事したる者にして勤務の成績良好なること
- 三、入學試験に合格したること但し特別の事由あるときは入學試験を行はさることを得

前項の入學試験は左の學科目に付修業期間二年の高等小學校卒業程度を以て之を行ふ

國語、數學

第廿八條 專修部電車科に入學を許可すへき者は左の各號の資格を具ふる者に限る

- 一、年齢二十歳以上三十歳以下の男子たること
- 二、運轉手見習又は運轉手見習採用試験に合格したる者にして勤務の成績良好なること
- 三、入學試験に合格したる事但し特別の事由ある時は入學試験を行はさる事を得

ふ

前項の入學試験は左の學科目に付修業期間二年の高等小學校卒業程度を以て之を行ふ

國語、數學

第廿九條 職員にして各部に入學せむとする者は所屬長の推薦を受くることを要す

第三十條 普通部各科及專修部電信科の入學試験に於て標準成績以上に於て同一成績を得たる者二人以上ありたる場合に於ては職員、職員の子弟又は職員たりし者の子弟を優先入學せしむ

第卅一條 入學を許可せられたる者は速に保證人連署の誓約書を差出すへし保證人其の資格を喪失し又は死亡したるとき亦同じ保證人は獨立の生計を營む成年者二名とし内一名は鐵道局教習所所在地に居住する者たるへし

第卅二條 兵役に服する者に對しては其の期間休學せしむ

第卅三條 所長は左の各號の一に該當する者には退學を命すへし

- 一、性行不良にして改善の見込なしと認めたる者
- 二、學術劣等又は身體虛弱にして成業の見込なしと認めたる者
- 三、長期缺席したる者
- 四、正當の事由なく引續き十日以上缺席したる者
- 五、出席常ならざる者
- 六、其の他職員たるに不適當なりと認めたる者

第五章 褒賞及懲戒

第卅四條 所長は學術優等及操行善良にして他の模範たるべき生徒には褒狀又は賞品を授與することを得

第卅五條 所長は教育上必要と認めたるときは生徒に懲戒を加ふることを得

第六章 修業及卒業

第卅六條 各學年又は全學科の課程の修了は平素の勤惰及學業の成績を考査して之を

定むへし

第卅七條 所長は普通部を修了したる者には卒業證書を、專修部を修了したる者には修業證書を授與すへし

第七章 身分及給貸與

第卅八條 普通部生徒にして鐵道部外より入學したる者及入學前備人たりし者は雇員とす但し第一學年間は試雇とす

專修部電信科生徒にして鐵道部外より入學したる者、入學前備人たりし者及第二十三條第四項に依り假に入學したる者は試雇とす

前二項の外鐵道部内より入學したる者は總て入學前の身分を繼承す

第卅九條 生徒には被服其の他學習用具を給與又は貸與することを得

第八章 義務

第四十條 生徒は修業後其の修業期間の二倍に相當する期間鐵道部内に奉職するの義務あるものとす

第四十一條 在學中又は前條の義務年限内に疾病若は自己の便宜に因り、退學、退官、退職、鐵道部外に轉官若は轉職し、退學を命せられ又は刑の宣告若は懲戒の處分に因り免官若は免職となりたるときは在學中支給を受けたる給料の全部又は一部を辨償せしむへし但し疾病に因る場合に於ては辨償を免除することを得

第九章 寄 宿 舍

第四十二條 生徒は寄宿舎に入舎すべきものとす但し病氣其の他己むを得ざる事由あるときは外泊せしむることを得

第十章 補 則

第四十三條 特別の事由あるときは鐵道局長は鐵道大臣の承認を得て第十條第三項、第十一條第二號、第十四條、第十七條第二號及第二十二條乃至第二十八條の規程に依らざることを得

第四十四條 鐵道局長に於て鐵道局教習所に付左に掲ぐる事項を定めたるときは遲滯なく鐵道大臣に報告すへし其の之を變更したるとき亦同し

- 一、專修部に於ける學科目及毎週授業時數に關する事項
- 二、專修部に於ける學修期日及休業日に關する事項
- 三、生徒の學業及操行の考査に關する事項
- 四、生徒の入學、在學、休學、退學、褒賞及懲戒に關する事項
- 五、寄宿舎に關する事項
- 六、生徒の取締に關する事項
- 七、生徒の身分及給貸與に關する事項
- 八、生徒の義務に關する事項
- 九、其の他重要な事項

第十一章 附 則

第四十五條 本規程は大正十一年四月一より之を施行す

第四十六條 電信修技生養成規則及鐵道局教習所準則は之を廢止す本規程施行の際現に在學する生徒に關しては其の教習を終了する迄従前の規定に依る但し大正十一年

三月修業時間一年の豫科を修了する者は本規程に依る普通部各科の第二學年に編入す

片倉製絲紡績株式會社 松本製絲所工女養成所規定

第一條 本所は一般希望者の養成工女を集め製糸實習及製糸に關する學理並に普通教育を教授し以て斯業の改善發達を圖るを以て目的とす

第二條 位置、松本市大字筑摩三千二百二十二番地片倉製絲紡績株式會社松本製糸所源地分工場内に設置す

第三條 名稱、片倉製絲紡績株式會社松本製絲所工女養成所と稱す

第四條 本所に左の役員を置く

管理者 一名 技術者 二名 教員 一名 事務員 若干名

第五條 養成所養成工女の員數は一期七十二名とす

養成工女の定員を超過したるときは成績を以て之を選抜す

第六條 養成期間は、大正十年四月より大正十一年三月卅一日に至る滿一ケ年とす

養成修習期間は前六ヶ月を實習期とし後六ヶ月を修了期とす但し時宜により伸縮する事あるべし

第七條 本所へ入所せんとするものは左の資格を要す

- 1、尋常小學校卒業者又は之と同等以上の學力を有する年齢滿十二才以上の者
- 2、身元確實なる者
- 3、品行方正なる者
- 4、入所中家事に係累なきは勿論修了後本製糸所に従事すべきもの
- 5、身体健全にして製糸工女として必要なる要素を具備するもの

第八條 入所せんとするものは別紙様式に依り願出つべし

第九條 本所は左の學科及技術を習得せしむ

- 1、製糸に關する學理の一般及技術
- 2、修身若くは一般學事

但し學科時間割並に實習時間は其都度之を定む

第十條 本所に於て規定の科目を修得したるものは其成績を調査し本縣より修了證書を附與せらるゝものとす

第十一條 證書を附與せられたるものは團體名簿に登録し本所線系に従事する義務あるものとす

第十二條 養成工女にして病氣其他の事故を生じたる場合には尙製糸所規定により處分するものとす

第十三條 在所中技術優等品行方正にして他の模範となるべき者には賞狀又は賞品を授與す

第十四條 諸規則及取締者は勿論報婦指導者其他管理者の命令は固く遵守すべし

第十五條 屢々缺席し又は怠惰にして修業の見込なきものは退所を命ず

第十六條 諸規則取締及指導者の命に違反し又は不品行なる者は其情狀に依り左の項目により處分す

1、譴責 2、退所

第十七條 本所に於ける工女養成に要する一切の經費は工場主の負擔とす

(四) 女子技藝教育

工場鑛山に於て女工を使用する場合に當り、單に職工として適當なる教養を施すのみならず、更に女子として將來家庭に於ける主婦たるべき必須の智識技能を與ふることは、補習教育と相俟て教化上切要の事項である。

此の種の教育を行て居るものは、女工を主とする工場に於ける割合の多きは當然であつて、紡織工場の五八、三%を最とし、飲食物工場の五〇%、製糸工場の三五、三%之に次ぎ、其の他は極めて少數である。

設備は多くは工場内に適當の室を設けて教授をなし、名稱は女學校、裁縫學校、裁縫教授所等と稱して居る。

科目は裁縫を主とするもの及裁縫に加ふるに生花、茶湯、作法を以てするもの最も多く、其の他は裁縫の外、茶、花、作法、家事、料理、編物、手藝、唱歌等を適宜組

み合せてある。

裁縫教授に關しては、往々材料の供給に不便を感じる傾があるが、鐘淵紡績株式會社東京本店工場に於ては、工女に支給する作業服を仕立てしめて幾分の賃銀を與へ、又同岡山絹糸工場に於ては、工女の家庭より隨時に材料を送付せしめ、運送賃は會社之を負擔し以て其の便宜を計る等、夫々奨励の方法を講じて居る。其他の材料は主として工場の經費を以て支辨して居る狀況である。

其他帝國製麻株式會社大阪製品工場に於ては、炊事の實習及家庭的情趣に親しましめんか爲に寄宿舎構内に獨立の自修舎を設け、寄宿舎各室より三年滿期に近きもの合計十八人乃至二十四人を選抜して之に收容し、養成期間を三ヶ月とし、當番を定めて舎母監督の下に材料購入より炊事諸般の實習をなし、此間は工場に出勤せざるも工銀を支給して交互に實務を練習せしめ又裁縫技術の練習並熟眠を容易ならしめんか爲めに、毎日就床前五分間寄宿女工全員に對し一齊に裁縫練習をなさしめ良好の結果を收めて居る。

三井田川鑛業所 女子裁縫教授所規程

第一條 當鑛業所女子稼働者又其家族に對し裁縫を授け兼て日常必須なる禮儀作法活花料理の概要を授くるを目的とす

第二條 鑛夫主任は本所一切の事を掌る

第三條 教授所は各坑鑛夫俱樂部又は他の適當なる建物を以て之に充つ

第四條 修業年限を一ヶ年とす但し希望者は許可を得て引續き在學することを得

第五條 本所の教授は四月に始まり翌年三月に終る但し中途入學志願者あるときは詮議の上入學を許可することあるへし

第六條 教授は運針の初歩より始む又生徒各自の希望に應じ各種の教授を行ふ

第七條 教授は一ヶ月四回採炭休日午後とし一日二時間乃至三時間とす

第八條 授業料は之を徴收せず、本所の經費は會社之を負擔す

第九條 本所に入學せんとするものは鑛夫派出所を經由して左の願書を提出すべし
(入學願書式畧す)

第十條 本所生徒は登所の際別記雛形の徽章を佩用すべし

第十一條 年末に於て試験を行ひ及第せる者には修業證書を授與す

東京府東京キャリコ製織株式會社龜戸工場

工員學校 家事教修科規定

第一章 目的及學科、修業年限、講師

第一條 婦徳の養成併に女子に須要なる教育を施す目的を以て工員學校學則第三條

第三號により本科を開設す

第二條 本科の學科目は修身、國語、算術、家事、裁縫の五科目とし課外講演として生花、禮、法を授く

第三條 本科の修業年限は二ケ年とす

第四條 本科の擔任講師は私立淑徳學校教員之を兼任す

第二章 學年、學期及休日

第五條 學年は四月一日に始り翌年三月卅一日に終る

學年を分つて左の三期とす

第一學期 四月一日より八月卅一日迄

第二學期 九月一日より十二月卅一日迄

第三學期 翌年一月一日より全三月卅一日迄

第六條 休日は左の如し

一、毎日曜日 二、三大祝日 三、地久節

四、會社創立紀念日(十一月廿六日)

五、夏期休業 (自八月一日至全三十日)

六、冬期休業 (自十二月廿五日至翌年一月七日)

七、學年末休業 (自三月廿五日至全卅一日)

第三章 學科課程及授業時間數

第七條 學科課程及每週授業時數は左の如し

科目	學年	
	第一學年	第二學年
修身	一	一
國語	六	六
算術	二	二
家事	二	二
裁縫	一	一
計	一一	一一

第八條 授業時間は午後六時より全八時迄とす

第四章 入學及退學

第九條 第一學年に入學し得べき者は年齢滿十四歳以上にして尋常小學校を卒業したる者若しくは之と同年以上の學力を有するものとす

第十條 疾病其他不得已事故により一ヶ月以上出席し難きものは休學を願ひ出つべし但し休學期間は六ヶ月以内とす

第十一條 疾病其他不得已事故により退學せんとする者は事由を具し願ひ出つべし

第十二條 左の各號の一に該當する者は退學を命すべし

- 一、性行不良にして改善の見込なしと認めたる者
- 二、學力劣等にして成業の見込なしと認めたる者
- 三、正當の事由なくして引續き一ヶ月以上缺席したる者

第五章 卒業

第十三條 各學年の課程の修了又は全學科の卒業を認むるには平素の成績を考査して之を定む

第十四條 本科の全學科を修了したる者には左式の卒業證書を授與す

卒業證書式 (畧す)

第六章 賞罰

第十五條 成績佳良、操行優秀にして他の模範となるべきものは學年末に於て授賞するものとす

第十六條 本校生徒にして品行不良なるものは左の懲罰を加ふ

一、訓 戒 二、懲 罰 三、退 學

第七章 授業料、入學料、其他

第十七條 授業料入學料は之を徴收せず

第十八條 教科書及學用品は總て生徒の自辨とす

(五) 職工子弟教育

(イ) 小 學 校

職工子弟に對する小學校教育を施設して居るものは鑛山の六四%を最とし、製糸工場の一七、六%化學工場の一三、六%之に次ぐ。其他は殆んど數ふるに足らない。蓋し鑛山は其の業態自然の結果として、多く山間僻地に經營せらるる關係から、鑛夫は其の家族を擧げてこゝに一部落を形成し、從て子弟の教育が重要な問題となるので、多くは私立小學校又は其の分教場を設置して學齡兒童を收容し、傍ら不就學兒童に對する特別教育を施して居る。又製糸工場に在ては、十二歳以上の就學義務未了者に對す

る特別教育の必要上、主として構内に夜學校を設置し、或は復習會夜學會を設けて之を教育して居る。其の他町村費に相當の寄附をなし、或は校地校舍を寄附し、教育費全部を提供し、若は建築費設備費を負擔し、附近小學校と連絡して兒童を委託して居る狀況である。

就學の獎勵に關しては、學事世話係を置き、從業員の家庭にして學齡兒童あるときは、町村役場及小學校長と打合せて届書其他の手續を履行し、或は家庭を訪問して就學の督勵を行ひ、又義務教育獎勵の爲め、教科書文房具類を給與し學校遠隔の場合には、通學汽車賃を補給する等の方法を取り、其の他時々兒童學藝獎勵會、展覽會等を開き、學業優等品行方正なる者を選抜して賞品を與ふる等の方法を取つて居る。

此他鐵道省に於ては財團法人鐵道育英會を組織し、鐵道職員及其の子弟に對し高等普通教育を施すを目的とし、東京鐵道中學を設置し左記の學則に依て子弟其他向上の道を圖つて居る。

鐵道省財團法人東京鐵道中學々則

第一章 總則

第一條 本校は鐵道職員及鐵道職員の子弟に高等普通教育を施すを目的とす

第二條 本校に左の職員を置く

學校長 教諭 生徒監 書記

學校醫を置くことあるへし

第三條 學校長は校務を總理し所屬職員を統督す

教諭は學校長の命を受け専ら生徒の教育を掌る

生徒監は學校長の命を受け専ら生徒の訓育を掌る書記は上司の命を受け庶務會計に

従事す

第四條 修業年限は五年とす

第五條 生徒の定員は四百名とす

第二章 學科目、學科課程及每週授業時數

第六條 學科目は修身、國語及漢文、英語、歴史、地理、數學、博物、物理及化學

法制及經濟、實業、圖書及體操とす

第七條 各學年に於ける各學科目の課程及其の每週授業時數左の如し

學科目	每週授業時數	
	授業時數	每週時數
修身	一 生徒心得教育勅語法	第一學年
國語及漢文	八 國語講讀 漢文講讀 習作 作文 讀法	第二學年
英語	七 發音綴字 讀方及譯解 話方及作文 習書及取字	第三學年
歷史	三 日本地理 日本歷史	第四學年
地理	三 外國地理 同上	第五學年
物理	三 東洋歷史 同上	同上
化學	三 西洋歷史 同上	同上
博物	三 日本歷史 同上	同上
經濟	三 西洋歷史 同上	同上
實業	三 日本歷史 同上	同上
圖書	三 西洋歷史 同上	同上
體操	三 日本歷史 同上	同上
法制	三 西洋歷史 同上	同上

計	體操	圖畫	實業	法制及經濟	物理及化學	博物	數學
二元	三武體教 術操練	一臨寫 案生畫				二動植 物物	四算 術
三〇	三同 上	一同 上				二同 上	四代 數
三〇	三同 上	一幾考臨寫 何案生畫			二化物 學理	二生植 理及衛 生物	五幾代 何數
三〇	三同 上	一幾考寫 何案生畫	二鐵道 業務		四同 上	二博礦 物通論	四幾代 何數
三〇	三同 上	一幾何 畫	二同 上	二法制 經濟	四同 上		四三幾代 角何數 法

第三章 學年、學期及休業日
 第八條 學年は四月一日に始り翌年三月三十一日に終る

第九條 學年を分て左の三學期とす

- 第一學期 四月一日より七月三十一日に至る
- 第二學期 八月一日より十二月三十一日に至る
- 第三學期 翌年一月一日より三月三十一日に至る

第十條 休業日左の如し

- 祝日 大祭日 日曜日
- 夏季休業 七月二十一日より八月三十一日に至る
- 冬季休業 十二月二十五日より翌年一月七日に至る
- 學年末休業 三月二十五日より三月三十一日に至る

第四章 修業及卒業

第十一條 各學年課程の修了又は全學科の卒業を認むるには學業成績に依り之を定む
 第十二條 學年成績は左の三種とす
 一、學期成績 二、學年成績 三、卒業成績

第十三條 學期成績は第一學期及第二期の終に於て學期試験を行ひ平素の成績を參按して之を定む

第十四條 學年成績は每學年の終に於て學年試験を行ひ其の成績と各學期成績とを參按して之を定む

第十五條 試験は學科目の性質に依り之を省き若は臨時に之を行ふことあるへし

第十六條 各學科目の成績は百點を滿點とし一科目四十點以上總平均六十點以上を及第とす但し六十點未滿の學科目總學科目の三分の一を超ゆるときは落第とす

第十七條 卒業成績は各學科目に就き各學年の學業成績を合せ其の學年の數を以て除し得たるものとす

第十八條 疾病其の他止むを得ざる事故の爲試験に缺席したる者又は兵役に服する爲試験を受くること能はざる者追試験を受けむことを願出るときは詮議の上許可することあるへし

第十九條 全學科を卒業せりと認めたる者には卒業證書(書式第一號)を授與す

第五章 入學、在學、退學及懲戒

第二十條 生徒を入學せしむべき時期は學年の始めより三十日以内とす但し缺員あるときは第二學期の始めより十日以内に臨時入學せしむることあるへし

第二十一條 第一學年に入學を許可すべき者は左記各號の資格を具ふる者に限る

- 一、鐵道職員、鐵道職員の子弟、職務執行上傷痍を受け若は疾病に罹り因て退官退職したる者又は死亡したる者の子弟
- 二、尋常小學校を卒業したる者又は年齢十二歳以上にして尋常小學校卒業と同等以上の學力ありと認めたる者

特別の事由あるときは前項第一號に該當せざる者と雖も入學を許可する事あるへし

第二十二條 前條の入學志願者の數入學を許可すべき人員に超過するときは試験によりて入學者を選抜すへし

第二十三條 前條の選抜試験は國語算術に就き之を行ふ

第二十四條 第二學年以上に入學を許可すべき者は第二十一條第一項第一號の資格を有す

る者にして相當年齢に達し前各學年の課程を卒りたるものと同等の學力を有する者たるへし

前項入學者の學力は前各學年の程度に於て其の各學科目に就き試験に依りて檢定す
第廿一條第二項は本條に之を準用す

第廿五條 入學志願者は入學願書(書式第二號)を學校長に差出すへし

第廿六條 入學を許可せられたるときは保證人連署の保證書(書式第三號)を學校長に差出すへし

第廿七條 前條の保證人は入學者の父母、尊屬又は之に代りて監督の責に任じ得べきもの二人とし内一人は學校所在地に住居する者たるへし

保證人其の責任を盡さるときは學校長は其の生徒の出席を停止し若は保證人の變更を命ずることあるへし

第廿八條 左の各號の一に該當する者には退學を命ず

一、性行不良にして改善の見込なしと認めたる者

二、學術劣等にして成業の見込なしと認めたる者

三、引續き一ケ年以上缺席したる者

四、正當の事由なくして引續き一ケ月以上缺席したる者

五、出席常ならざる者

第廿九條 退學せむとする時は其の事由を詳具し保證人連署の上學校長に願出つへし

第三十條 學術優等操行善良にして他の模範となるべき生徒には褒狀又は賞品を授與することあるへし

第卅一條 教育上必要と認めたるときは生徒に懲戒を加ふることあるへし

懲戒は之を分て謹慎、停學及放校とす

第六章 授業料

第卅二條 授業料は一ケ月金一圓五十錢とし毎月指定の日に本校に納入すへし但し八月分の授業料は之を徴收せず

特別の事由あるときは前項の授業料を減免することあるへし

第卅三條 授業料を滞納したるときは一時其の生徒の出席を停止することあるへし

(ロ) 幼稚園及保育所

職工の家庭に於ける幼児に適當の保育を施して、其の健全なる心身の發達を助長し、職工をして安じて其の業務に精勵するを得しむるは、兒童保護の實績を擧げ、國民体位の向上を促すに於て、極めて緊要の施設たるのみならず、自ら生産能率の消長に及ぼす所の効果頗る大なるものであるが、百九十五工場中幼稚園を設置せるものは、鑛山二ヶ所、紡績會社一ヶ所、其他一ヶ所であつて、保育所を設けて居るものは鑛山三ヶ所、官營工場四ヶ所、紡績會社一ヶ所、織物會社一ヶ所、其他一ヶ所に過ぎないのは大に注意を要することと思ふ。

労働者修養施設

三、労働者修養施設

(一) 概 説

修養施設中最も多く行はるるものは講演會講習會の開催であつて、其の施設数は平均五四、四%を示して居る。就中飲食物工場の七五%、紡織及製糸工場の七二、三%を最とし、官設工場の六六、七%、鑛山の六〇、六%之に次ぐ。修養に關する諸會合、圖書館及格言標語等は夫々平均二三、一乃至三一、八%にして、何れも相當の計画考慮を要するものであるが、修養諸會につきては、製絲工場の七〇、六%、官設工場の五〇%を主とすべく、圖書館につきては汽船會社の六六、七%を最とし、紡織製糸工場の四六、二%、官設工場の四一、七%之に次ぎ、格言標語等は製糸工場の五八、八%、官設工場の三三、三%が稍多數の部類である。青年團處女會等は鑛山の五七、六%を最とし、官設工場の三三、三%之に次ぎ、其の他は極めて少數である。

(二) 講演會及講習會

(イ) 種類

通常は講演會、講話會又は通俗講演會、精神教育講習會等と云ひ、主として工場道徳の要諦、勤勞の眞義、共同生活の眞髓、時局に對する國民の態度、日常道徳を始めとして、勞資問題思想問題に對する通俗的批判等に及び、何れも穩健なる思潮の下に人生々活の眞義を体得せしめ、勞資偕和の實を擧げて、福祉の増進能率の向上に資せんことを期して居る。

時に學術講演會、技術講話會を開きて其の工場作業に關する通俗の智識又は研究の結果を知らしめ、或は最近の發明發見、器械の構造操作の要點を闡明する等の方法を講ずる者あり、其他技術に關する講習會、實地見學を目的とする現地派遣講習會等も時々行はれて居る。官營工場中、印刷局、海軍工廠、砲兵工廠等及住友電線並伸銅所愛知縣二川町糸德製糸場等に於ては、其職工及職員を協調會施設に係る勞務者講習會に出張せしめ、同胞相愛、流汗鍛鍊を中心とする熱烈なる体験的講習によりて、堅實眞摯なる人生觀、社會觀、國家觀を了得し、健全なる勞務者としての自覺に到達せし

めんことを期し、相當の成績を収めたのである。又前記糸德工場に於ては職工全員に對し、法話會を開きて佛教を中心とする修養講話を聞かしめ、職工中重立ちたる有志者に對しては、更に念佛會を催して信念の喚起に努め、別に場内幹部の爲めには、論語講義會を設けて、聖經を基礎としたる修養の途に出でしめ、一種の系統立つた方法によりて、相互戒告善導の實を擧げしめんことを圖りつゝあるが如きは、參考とするに足ると思ふ。

(ロ) 期

期日は定期的のものにありては、毎月一回のもの最も多く、中には毎月二回乃至三回に至るものあり、此他稀に毎週一回開催するもの、或は年二回乃至四回を常例とするものがある。臨時的のものは工場都合により偶發事件發生の都度、又は講師來場の關係等により、隨時開催して機を逸せざらんことに努めて居る狀況である。

(ハ) 講師

講師は布教師、寺院住職等、佛教を中心とする宗教家に依頼するもの最も多く、又

學者、教育家、神官、工場技師又は職員等の講話を求むるものもある。此他隨時學識
徳望ある名士の來場を機として其講話を依頼することは各地共通の事例である。

(二) 規 定

講習講演會に關する規定の一例を掲ぐることに左の如し。

東京府東京キヤリコ製織株式會社 講習及講演會規定

第一條 男女工員智徳修養の目的を以て工員學校學則第三條第六號に依り講習及講
演會を開設す

第二條 講習會は校務委員會の決議に依り隨時之を行ひ講演會は左の方法に依り之
を行ふものとす

- 一、寄宿舎に於ては全部を若干組に分ち毎夜輪番に之を行ふこと
- 二、通勤工を若干組に分ち隨時之を行ふこと
- 三、前各號に依るの外校務委員會の決議に依り之を行ふことを得

第三條 本會は時々知名の士を招聘して工員に聴講せしむ

第四條 本會の聴講は猥りに缺席することを得ず

第五條 本會の事務は校務委員之を處理す

第六條 本會に要する諸經費は總て會社の負擔とす

(三) 工場青年團及處女會

(イ) 名 稱

青年團に在りては其の大部分は青年團又は青年會と稱するを常とし土地の事情、從
來の沿革若くは特殊の目的を加味する者に在りては夫々特異の名稱が附せられて居る
親友會、自強會、協勵會、向上會、共敬會、尙工會、男工會、道友會、明星會、青年
組合等何れも親睦、協同、相愛、共勵の精神が寓せらるるを見ることが出来る。

處女會に在りては多くは處女會又は婦人會と稱するを通常とし各工場特殊の事情あ
るものは夫れ夫れ特種の名稱が附せらるる即ち操會、惟徳會、淑徳會、興風會、修養
會、共勵會、女工會、少女會等の類であつて親睦、修養、婦徳矯風の趣旨が自ら會名

其のものによりても窺はれるのである。

(ロ) 目的

青年團の目的は團體の勢力によつて團員相互の親睦と修養を圍るにあることは勿論であるが、各工場事情により特殊の目的を標榜して其の趣旨の達成に努めて居る向も少くない、例へば教育勸語、成申詔書の御趣旨の徹底、勤勉自強、奉仕の精神の修養、知識の研磨、風紀の刷新、健全なる國民優良なる職工の育成、人格向上思想善導相互扶助、能率増進、境遇改善、技術の進歩、社宅内の非常警備等が其の重なるものであつて共同一致の勢力に依つて智、徳、体、各方面の健全なる發達を圖り特に勞務者として眞摯なる自覺を得しめんことを期し共濟、能率、自治の方面に向つても夫々堅實なる進歩を遂げんことを望んで居るのは誠に喜ぶべき傾向であると思ふ。

處女會の目的は相互の親睦と婦徳の修養を以て殆んど普通の標語としてをるが中には工場状況によりて夫々常識の修養、精神の向上、忠告、善導、相互研鑽、風紀矯正、良妻賢母の育成、善良なる女工の養成、修養娛樂、衛生改善等を掲ぐるものがある、即ち或は常識の育成と云ひ、良妻賢母の修養といひ、衛生娛樂方面の研究と云ふが如く、女子固有の方面に其の特色を發揮せんとする傾向が見られるのである。

(ハ) 事業

青年團及處女會の事業に共通の施設として最も主要なるものは講習會、講演會、茶話會、圖書雜誌の閲覽又は輪讀、遠足運動會等の開催であるが、青年團にあつては此の他に運動部、慰安部、娛樂部、教育部を設けて夫々活躍しつゝ、あるもの又は朝間体操の厲行、補習學校の經營、篤行會員の表彰、据置貯金の實施、構内警備、共濟施設等を行ひ、處女會に在ても或は特に家事講習を開き、或は教育衛生、講話會を催し其
他料理作法、手藝の實習、競技運動、演藝娛樂等の事に力を盡して居る。

(ニ) 會則

會則の實例として左に其の二三を掲ぐ

東京府東京キャリコ製織株式會社 修養會規則

第一條 本會は東京キャリコ製織株式會社修養會と稱す

第二條 本會は東京キャリコ製織株式會社職員職工を以て組織し協力一致精神の修養技術の研究を以て目的とす

第三條 本會に左の役員を置く

- 一、會長 一名
- 二、委員 數名

第四條 會長は作業部長とす

委員は常任 貳名 當番 數名とす

常任は會長の指名によりて定め當番は左の各級より輪番選出す

主任 一名 技手 一名 工手 二名 屬員 一名 工男 數名 工女 數名

事務員及雇員 一名 世話係 一名

第五條 當番委員は大會の終了を以て解任とす

第六條 本會は一年二回（五月、六月の中一回並に十二月、一月の中一回）大會を開催し名士の講演其他有益なる餘興をなすものとす

但し委員會の協議により大會の時期回數を變更し若しくは臨時大會を開催するこ

とを得

第七條 本會に左の分科を設く

原動、紡績、機織、仕上、製作、工務、人事

但し右の外必要に應じ別に分科を設くることあるべし

第八條 各分科の經費は會員數に應じ本會の支給を受け任意に分科會を開催するものとす

第九條 本會に圖書部を設け修養研究に資する圖書を設備し會員の閲覽に供するものとす

第十條 會員は毎月左の會費を納付するものとす

主任五拾錢、技手、事務員卅五錢、工手、雇員廿五錢、屬員拾五錢、世話係、工男、工女拾錢

第十一條 本會の收支計算は大會終了後決算報告するものとす

第十二條 本會に會員名簿を設け分科毎に整理するものとす

第十三條 本則の變更は委員會の協議を経會社の承認を受くるものとす

北海道美唄炭山青年團々則

第一章 組織

第一條 本團は美唄炭山青年團と稱す

第二條 本團は美唄炭山に居住する左の二種の團員を以て組織す但し小學生を除く

一、正團員満十三歳より満二十歳迄の男子

二、賛助團員満二十歳より満二十五歳迄の男子

第三條 本團の事務所は之を沼東小學校内に置く

第二章 目的及事業

第四條 本團は健全なる國民善良なる公民たるに必要な修養を爲すを以て目的とす

第五條 本團は前條の目的を達するため左の事項を賞行するものとす

一、智徳の向上を計るため講習會講話會を開催すること

二、公共事業に協力し以て協同精神を涵養すること

三、身体の鍛鍊を計るため種々の運動を行ふこと

四、善行者を表彰すること

第三章 役員及權限

第六條 本團に左の役員を置く

一、團長 一名

二、副團長 一名

三、評議員 若干名

四、幹事若干名

但し役員は凡て名譽職とし副團長評議員幹事の任期は貳ヶ年とす

第七條 本團の團長は沼東小學校長副團長は軍人分會員中より評議員之を選舉する

ものとす、評議員は團長の推薦により幹事は評議員中より團長之を囑託す

第八條 本團は學識經驗ある知名の士を顧問に推薦す

第九條 團長は團務を統轄し本團を代表す

副團長は團長を補佐し團長事故ある時は其の事務を代理す

第十條 評議員は團長の諮詢に應じ重要なる團務に參與す

第十一條 幹事は團長の指揮を承け庶務會計に當る

第四章 團員の入退

第十二條 本團に加入せんとする者は團長に申込みて其の承認を受くへし

第十三條 本團員にして年齢滿二十五才を超わたる時は當然退團したるものとす

第十四條 本團員は正當の理由なくして任意に退團することを得ず

第十五條 團員にして退團せんとする時は其の理由を具し團長の承認を受くへし

第十六條 本團員にして團則に違反し名譽を毀損するの行爲ありたる時は之に退團を

命することあるへし

第五章 會計

第十七條 本團の事業年度は毎年四月一日より翌年三月卅一日迄とす

第十八條 本團の經費は團員の會費及篤志者の寄附金其他の收入を以て支辨す

✓兵庫縣姫路市千代田町 日出紡績株式會社姫路工場自強會々則

第一章 名稱及目的

第一條 本會は自強會と稱し事務所を日出紡績株式會社姫路工場内に置く

第二條 本會は徳育、智育、体育を本とし併せて技術の研究並に會員相互の親睦を

圖るを以て目的とす

第二章 組織及役員選舉

第三條 本會は日出紡績株式會社姫路工場在勤の職員及男工手を以て組織す

第四條 會員を左の通り區別す

名譽會員、特別會員、正會員

名譽會員とは重役又は姫路工場以外の社員にして本會の趣旨に賛成せられ毎年金貳圓又は一時金參拾圓以上を寄附したる者、特別會員とは姫路工場従事の社員を云ふ

第五條 本會に左の役員を置く

會長 一名 副會長 一名 幹事 五名 理事 二名

第六條 役員の任務左の如し

一六四

- 一、會長は會務一般を統轄す
- 二、副會長は會長を補佐し會長事故ある場合之に代務す
- 三、幹事は會長の指示を受け専ら本會目的の遂行に任す
- 四、幹事は會長の指揮を受け會計諸記録及物品管理を掌る

第七條 役員の任期は滿一ヶ年とし毎年六月改選するものとす

但し理事壹名は十二月に改選する事

第八條 改選は副會長、幹事及理事は一般會員が無記名投票に依り正會員より選舉し會長は改選したる役員が特別會員より推薦するものとす

第三章 事業

第九條 本會の目的を遂行するため左の事業を爲す

- 一、毎月一回例會を開き互に智識を交換す
- 二、毎年春秋二回大會を開き野外運動遠足又は競技を催す

三、圖書を備へ會員の閲覽に供す

四、圍碁、將碁、野球、庭球其他娛樂及運動用具を備へ會員の使用に供す

五、毎年二回模範會員の表彰を行ふ

第十條 前條の事業に就ては夫々別に規定を設くる事を得

第四章 役員會

第十一條 會長は必要の場合役員會を開くことを得

但し役員會は役員半數以上の出席を要す

第十二條 役員會は必要に應じ役員以外の會員の出席を求め或は特に臨時委員を選定することを得

第十三條 役員會の決議事項は次回例會に於て報告するものとす

第五章 會費及入退會

第十四條 會員は入會の月より退會の月まで毎月左記の會費を前納すへし

特別會員金參拾錢。正會員金拾錢。拾ヶ年分前納したる者は以後終身會費を免除す

第十五條 入會又は退會せんとするものは其旨會長に願出つへし

但し入會の際は會員(名譽會員を除く)貳名以上の保證を要す

第十六條 入會を許可されたるものは所定の誓約をなすへし

第十七條 退會、除名其他の事由に依り既納會費を返戻することなし

第六章 會計及物品保管

第十八條 本會に會員名簿、會誌、金錢出納簿、會費及寄附金額領收簿、物品受拂簿、物品管理簿等を備ふ

第十九條 理事は毎月締切後帳簿及會誌、記録を會長及幹事に提出し其監査を受け例會に報告すへし

第二十條 金錢は凡て役員會の承認する方法に依り有價證券又は貯金として理事之を保管す

第二十一條 物品は凡て理事之を保管す、但し第十條に依り特に規定を設けたる事業に關する物品保管は該規定に依る當事者の任務とす

第二二條 物品の購入或は賣却并に金錢の支出は凡て役員會の承認を要す

第二三條 各事業に就き毎年六月、十二月に半期間の豫定行事表及經費豫算書を作製し役員會に提出し其決議の範圍内に於て實行するものとす

第七章 雜 則

第二四條 本會の財産は苟くも飲食の目的に使用する事を得ず

第二五條 本會の趣旨に賛同し金品を寄附せらるゝものあらは之を領し感謝状を送る

第二六條 例會及大會には無届缺席を許さす

第二七條 會の名譽を毀損したるもの或は三ヶ月以上會費を怠納し又は無届缺席頻繁なる者は役員會の決議により除名することあるへし

第二八條 本會の設備及備品は一切會員外の使用を許さす

誓 約 書

- 一、誠心を本とし業務に勉勵すること
- 二、禮儀を正しくし質素を旨とすること
- 三、道德を修め信義を守ること
- 四、名譽を尙ひ廉恥を重んずること

五、志を立て輕薄を戒むる事

右之條々固く相守り誓而違背仕間敷候事

年 月 日

會員 何

某(自署)

神奈川縣橘樹郡川崎町 富士瓦斯紡績會社川崎工場

尙 工 會 々 則

第一條 本會は尙工會と稱す

第二條 本會は富士瓦斯紡績株式會社川崎工場職員職工中の有志を以て組織し職員を特別會員とす

但し會員は男に限る、一般役付工は本會々員たるの義務あるものとす

第三條 本會は工人に關する諸般の事項を攻究し以て會員相互の品性の陶冶技術の練磨を圖り優良なる工人養成の機關となるを以て目的とす

第四條 前條の目的を達せんか爲め毎月一回宛例會を開き講演討議をなす

但し例會は交代日を以てす時宜により變更することあるへし

附記 一月及七月の例會を冬期及夏期大會とす、時宜により臨時大會若くは懇親會等を開くことあるへし

第五條 本會に左の役員を置く

會長一名 副會長二名 評議員若干名 主事一名 幹事若干名 會計係二名

第六條 會長、副會長、評議員、主事は特別會員中より推薦し幹事、會計係は半数宛特別會員及び一般會員中より選任す

第七條 會長は本會の會務を統轄し、副會長は之れを補佐す、主事は本會に關する一切の庶務を處理し幹事は各科に區劃せられたる會務を分擔し會員相互の調和を圖り會計係は會計事務を管理す

附記 評議員會は本會に關する重要會務を審議する機關とす

第八條 本會役員の任期は之れを一ヶ年と定む、但し再選を妨げず

附記 役員中に缺員を生したる場合と雖も會務に差支へなき限り改選期迄補缺せず

第九條 本會は時々役員會を開き會務に關する諸般の事項を協議す

役員會は通常主事、幹事及會計係を以て之れを組織す

第十條 會計其他會務に關する協議事項は凡て毎月例會席上に於て之れを報告するものとする

第十一條 本會は大會の都度次の事項を輯録して印刷に附し之れを尙工會々報と名け以て一般會員並に特別會員に頒布す

一、大會並例會講演の概要

二、本會の狀況並に會員の動靜

三、雜錄其他

第十二條 本會に入會せんとする者は入會書に自己の現住所、科名、通番、姓名、生年月日を明記し幹事に提出すべし、但し入會書は本會より交附す

第十三條 本會々員には會員證並に徽章を與ふへし

第十四條 會員は大會例會其他集會には必ず徽章を佩用し出席すへし萬一徽章紛失若

くは破損せし場合は直ちに申出で再下附を乞ふへし、但し再下附の場合は料金貳拾錢を納むるものとする

附記 本會々員は毎日工場内に在る場合にも必ず徽章を佩用すること

第十五條 本會々員は會費として毎月金拾錢を納付するものとする一度納入せし會費は如何なる場合と雖之を返却せざるものとする

附記 會費徴收は便宜上給料又は工銀支拂の際之れを徴收す

第十六條 會員へは毎月壹回發行の「富士のはまれ」壹部を頒布すへし

第十七條 會員にして止むを得ざる事情の爲め退會せんとするときは退會願書に其事由を明記し本會に差出し其許可を受くる事を要す

但し退會願書承認後は本會に關係なきものとする

第十八條 退會者にして再入會を望む場合は其旨願出へし本會は退會當時の事由如何により再入を許可することあるへし

第十九條 本會々員にして左の各項の一に該當せし者は退會を命すへし

一、本會々則を無視し會の秩序を紊す虞あるものにして再三訓戒するも改悛の見込みなきもの

二、大會、例會又は其他の集會に理由なくして缺席を續くるもの

三、會社より除名處分を受けしもの又は退社せしもの

第二十條 會員にして本會々則に修正又は改正を施さんとする場合は會員十五名以上の賛成を得て其意見を本會に提出すへし、本會は役員會の討議を経重要なるものにありては評議員會の諮問を経て會長之れを決定す

第二十一條 本會々則に修正若くは改正を施したる場合は直ちに之れを改正規則として一般會員に頒布すへし

北海道石狩 三笠山村青年團奔別支部規則

第一章 總 則

第一條 本支部は三笠山村青年團に隸屬し三笠山村青年團奔別支部と稱し三笠山村

第十部を以て區域とす

第二條 本支部の事務所は山下炭礦株式會社奔別炭礦事務所内に置く

第二章 事 業

第三條 本支部は本團會則第三條の目的を達する爲め左の事業を行ふ

一、學術の講習

(イ) 正團員の爲め毎年一ヶ月以上三ヶ月以内の期間に於て普通教育補習の目的を以て講習會を開く

(ロ) 一般會員の爲め毎年四回以上講演會講話會研究會等を開催す

二、身體の鍛鍊

武術の習練各種の競技、遠足、角力等を行ひ体力の増進を圖る

三、事業の經營

(イ) 公共又は公益事業の施設 (ロ) 各種事業の請負

四、財産の造成

前項事業の益金を積立て利殖を計るものとする

一七四

第三章 役員

第四條 本支部に左の役員を置く役員は名譽職とす

但し講師には報酬を出すことある可し

- 一支部長 一副支部長 二名
- 一評議員 若干名 一講師 若干名
- 一幹事 若干名 一班長 若干名
- 一副班長 若干名

第五條 正副支部長及評議員は支部總會に於て之れを選挙し講師は支部長の推薦により本團長之れを囑託す

幹事及班長、副班長は支部長之れを囑託す

第六條 役員の任期は選挙に由るものは二ケ年とし其他は之れを定めす

第七條 支部長は支部を統轄し支部一切の事務を總理す會議の時は議長となる

副支部長は支部長を補佐し支部長事故ある時は之れを代理す

評議員は常に支部長を補翼し支部長の諮問に應じ重要なる會務に參與す

講師は講習講演等を掌り兼て團員の指導に任す幹事は支部長の指揮を承け庶務會計に従事し會議の時は書記の事務に當るものとする

班長、副班長は支部長の命を承け團員の督勵會費徵收の任に當るものとする

第四章 會議

第八條 支部の會議を別つて役員會及總會の二とす

第九條 會議は總て會員三分の一以上出席するにあらざれば開會することを得ず但し再召集の際は此限りにあらず

第十條 役員會は支部役員を以て組織し左の事項を議決するものとする

- 一、本團長の諮問する事項
- 二、本則第三條の實行に關する事項
- 三、其他支部長に於て必要と認めたる事項

第十一條 總會は毎年二回以上之れを開く其日時は役員會に於て之れを定む

一七五

第十二條 總會には左の事項を行ふ

一 豫算及決算に關する事項 一 事業の結果報告

一 諸規定の發布及改廢に關する事項 一 其他支部長に於て必要と認むる事項

第十三條 會議は過半数を以て之れを決す可否同數なる時は議長の決する所に依る

第五章 會計及雜件

第十四條 本會の會計年度は毎年四月に始まり翌年三月に終はる

第十五條 本支部の經費は會員より徴收する會費並に事業益金村費の補助篤志者の寄附金其他の収入を以て之れを支辨す

第十六條 會費は一人一ヶ月金拾錢とし毎年四月、七月、十月、一月の四期に徴收す

第十七條 支部に於ては左の簿冊を設備するものとす

一、日誌 一、團員名簿

一、會費徴收簿 一、會費整理簿

一、事業實行整理簿 一、其他支部長に於て必要と認めたるもの

第十八條 本則に於て規定したる外必要なる事項は別に之れを定む

✓ 神奈川縣橘樹郡川崎町 富士瓦斯紡績會社 設立趣意書及内規
川崎工場佛教婦人會

はしがき

人間が働くと言ふ事は生れ落ちた時に神様から仰せつけられた大事な勤であります。妾共は其意味で遠方から態々こちらへ參つて働いて居るので御座います。而し働にも色々な種類がありまして只單に働の分量だけを申しますと、妾共人間よりは牛馬の方が餘程豪い働きを致して居るので御座いますが是等動物の働きよりも人間の働の方が尊いと申しますのは畢竟其働きに精神が籠つて居りまして、働に意義があり、そうして働きが生きて居るからであらうと存じます。そこで妾共の働を今一層意義の有るものに致し、生きて居るものに致しますのは、一つに學問の力修養の力に俟つより外はありません。會社の方でもその御考で妾共の爲めに或は講習會、或は講演會などを御催しになりまして、常に有益なるお話を聽かして頂いて居りますけれども、こゝ言

ふ事は會社のお催はかりを便りにせず、妾共自身が進んで修養の道を講じなければならぬ大切な事柄であると言ふ事に氣が付きましたので、此度妾共が發企人になりまして佛教婦人會と言ふものを拵へまして、尊き佛様の御教の許に皆様と共に心の修養學業技藝の奨勵などに及ばずながら力を盡して見たいと思ひましたので、一寸した内規を作りまして御覽に入れることに致しましたからどうぞ皆様妾共の考へに御賛成下さいまして、可成澤山會員に御加入なされることを心の底からお願ひ申上ります。

大正十年二月

發起人 一同

名稱

一、本會は富士瓦斯紡績株式會社川崎工場佛教婦人會と申します

目的

二、本會は尊き佛様の御教への許に心の修養を行ひ、強く、優しい、眞面目なる、立派な婦人を作るのが目的であります

會員

三、寄宿舎世話係、看護婦、女子事務員及一般寄宿女工手中の有志者を正會員と致します

す

四、職員中本會の事業に御同情の有志者を賛助員と致します

役員

五、本會に左の役員を置きます

一、名譽會長 壹名 (工場長)

一、名譽副會長 貳名 (工務主任、職工係主任)

一、顧問 參名 (德泉寺住職、林秀次郎、上田含盛)

一、相談役 若干名 (各係主任、副主任)

一、幹事 貳拾名

但幹事は會員の互選と致しますが大凡左の標準で夫々選出します

一、寄宿舎世話係 參名

- 一、看護婦 貳名
- 一、女子事務員
- 一、一般女工手 拾五名

幹事の内より更に常任幹事若干名を互選し平常の會務を掌らしめます
 猶幹事の任期は何れも一ケ年と致します

事業

六、本會は大略左の事業を致します

- 一、時々名士を聘し講演を聴講すること
- 一、入院患者の慰問をなすこと
- 一、歸省、歸休、退社會員の慰問をなすこと
- 一、死亡會員の吊問をなすこと
- 一、學業及技藝の奨勵をなすこと
- 一、時折の佛事を營むこと
- 一、音楽、園藝其他高尚なる趣味の養成をなすこと

七、右の目的を達する爲めに時々集會を行ひ猶ほ春秋二季に大會を開きます

入會退會

八、入會希望者は會員の紹介に依り幹事會の同意を要します

九、會費は當分取立てませぬ

十、會員には會員章を御渡し致します、但し會員章は實費を頂きます

十一、退會御希望の方は幹事に御申出を願ひます

十二、不品行、其他會の目的に反した行爲をなし會の名譽を傷けた者は幹事會の決議で退會を御勧めすることがあります

制度及基金

十三、本會は他の御厄介になることを避け會員同志の相談で總てを始末して行く方針であります

十四、本會の基金は同情者の寄附金及バザーの利益金其他總て會員自らの働きで求むる方針であります

福岡縣遠賀郡戸畑町 明治紡績合資會社

操 會

一八二

- 一、名 稱 本會は明紡操會と申します
- 二、目 的 本會は友達同志が互に援け合つて親睦を敦くし婦徳を養ひ風儀を正しくし誘惑に陥らず女らしく温和なる中に堅實なる思想を以て業務に勵み立派なる婦人たらしめんとするのであります
- 三、會 員 (イ)普通會員、本社女工中特志のもの (ロ)特別會員、本社に就職せる特志の婦人 (ハ)賛助會員、本會の趣旨に賛し入會を希望せらるゝ婦人は特に請ふて賛助員といたします
- 四、役 員 會長一名副會長一名幹事數名何れも會員の互選とし任期を六ヶ月と致します
- 五、會員の入退 品行方正業務勉勵思想堅實で他の模範となる方は會員三名以上の推薦ある時に限つて會員と致します、退會は御隨意です會員の中で背

徳の行爲あり會の名譽を毀損するやうな方は幹事會の決議を経て退會を願ひます

- 六、會 合 毎月一回會合を行ひ春秋に大會を開きます
- 七、會の要領 1、優美 2、質素 3、節操 4、至誠 5、勤勉
- 八、會 歌 1、優 美

谷間に咲ける姫百合の

優しき姿習ひわて

み空に星の高光る

清き心を身にしめよ

2、質 素

人は心の清さこそ

實なりけれ身をつゝむ

綾や錦をうらやむな

質素の徳はわが力

3、節 操

おのが力をたよりにて

幾千代かけてかはらざる

松の緑の色深く

高き操を身にしめよ

一八三

4、至 誠

身もち正しく麗しく

物にうごかすそはれず

誠にすゝむ一すじの

道をひらけよ朝夕に

5、勤 勉

時は金なり怠らず

働きてこそ人の世に

生きし甲斐あれ神はただ

働くもの、身を助く

九、家事講習會

休業日を利用し主婦として必須なる家事講習をなす

✓福岡縣遠賀郡戸畑町 明治紡績合資會社

✓明紡少女會

一、名

稱 本會は明紡少女會と申します

二、會 的

目的 時々會員集まつて有益な話を聴いたり朗讀や談話をしたり唱歌や遊戯の稽古をしたりまた面白い餘興を催したり遠足や運動會などをしてお互

に仲よくしよい習慣を養つて立派な紡績工女となるのであります

三 會員となる資格 年齢滿十五歳以下の人で左の四ツの事柄に就き世話係が調べた

上で會員と致します

(1) 品行のよい人

(2) 工場の仕事をよく勉強する人

(3) 工賃處置のよい人

(4) 外出や歸省しても間違へず歸る人

四、會員の守るべき事柄

(1) 温なしく優しく禮儀を重んずる事 (2) 聞き苦しい言葉遣をせぬこと

(3) 身の締りをきちんとすること (4) 儉約をすること

(5) 一生懸命に元氣よく仕事を勉強すること

(6) 上を敬ひ言付に従ふこと (7) 俗歌を歌はぬこと

(8) 外出や歸省してもきまり通り寄宿舎に歸ること

五、會 長

會長は人事係主任の方に御願ひします

六、世 話

係 寄宿係本社在職の特志の婦人特志の操會員に御願ひします

七、委 員 十六名の委員を置きます

八、徽 章 會員は常に桃色のリボンを左胸に付けます

九、會 歌

一、行けく友よわが友よ わが行くところふむどころ

望の光みちみてり 世のうき風は強くとも

たゞ一すじの道ふみて めざす高嶺に登らばや

二、めざす高嶺は遠くとも 赤き心の駒はあり

心の駒に鞭打ちて いざ勇ましく諸共に

たゆまずうまず進めよや 進むところに寶あり

三、我等は明紡の力なり 我等は明紡の光なり

力合せて明紡の 眞玉の光りを輝かし

明紡魂の眞心を 照せよ照せ我が友よ

✓ 福岡縣遠賀郡戸畑町 明治紡績合資會社

✓ 明紡修養會

一、名 稱 本會は明紡修養會と稱へます

二、目 的 お互に悪いことを戒め良い事を奨め合て寄宿舎の生活を立派にし會社に居る中は良い工女となり又退社してからは良妻賢母となるところの婦人の道を修めるのであります

三、會 員 明紡寄宿内に居る人は全部會員となるのであります

四、修養の方法として次の様なことを致します

一、時々集つて爲になるお話を聴いたり又お互に良い話をして心を磨くこと

二、寄宿の中で良くない行や皆の迷惑になることはお互に氣を付けて之をなをし悪い習慣をなくすること

三、お伽噺、音樂、餘興、遠足、運動會などをしてお互に面白く仲よくすること